

地方行政委員會議録第三十五号

昭和二十六年五月二十一日(月曜日)

午前十一時十一分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

理事 野村孝太郎君 理事 龍野喜一郎君

理事 藤田 義光君 理事 門司 亮君

大泉 寛三君 川本 末治君

佐藤 親弘君 田中 啓一君

吉田吉太郎君 鈴木 幹雄君

床次 徳二君 山手 満男君

久保田鶴松君 立花 敏男君

大石ヨシエ君

出席國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君

出席政府委員

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

國家地方警 齋藤 昇君

ます。立花敏男君。

○立花委員 きよりの新聞によります

と、政府は必ずしも警察法の通過を期

待してないといっているのですが、

私も委員会にいたしましては、政府

は通過さす意図で出されて来たものだ

と思つていたのですが、その点どうなん

ですか。

○齋藤(昇)政府委員 きよりの新聞の

記事につきましては、われ／＼は全然

存じていないのであります、政府と

いたしましては、できるだけすみやか

に議會におかれて御審議を進められ

て、適當な御審議をいただきたい、今

國會にぜひとも成立を希望いたして

る次第であります。

○立花委員 どうもきよりの新聞によ

る記事を見ますと、何だか大橋法務

總裁の顔を立てて、あるいは齋藤國

長官の顔を立てて、委員会が政府が通

過さす意図のないものをやらされて

るような気がするのですが、お出しに

なる以上はああいう新聞記事が出ない

ように、ひとつ政府内部においてはつ

きりした態度をとつていただきたいと

思ふ。私もそれはそういう新聞記事

をたずらに信用するわけではございませ

んが、しかし政府といたしましては、法

案の提出に重大な手落ちがあるとい

点から見まして、やはり政府として熱

意を持つて出して来ていないのではな

いかと考えられる原因がある。と申し

ますのは、実はきよりの新聞運営委員

会でも問題になっておりますが、この法

案には予算の裏づけがないということ

であります。今までの國會の法案審議

の建前から申しまして、また従来の

國會における慣習から申しまして、

法案には必ずしもそれを施行するに足る

だけの費用の裏づけが不可分のわけだ

ございますが、これに対しては何らな

いことが、政府としては熱意を持

つてないのではないかと考えられる。

またそういう新聞記事が私たちが肯定

する重大な要素なんです、その点

は、きのう大橋法務總裁に尋ねまし

た、もう一度國警長官にお尋ねして

きたい。何となれば、國警の五千名の

増員は、おそらく予算措置が決定され

るまではやらないういふものではない

と思ふのですが、あるいは應援の規定

あるいはその他の規定は、予算措置が

次の臨時國會で規定されるまでは、お

やりにならないという建前ではないと

思ふのですが、それはどうしておやり

になるつもりであるか。これは便宜上

何かの金を流用するということではな

いし、ごまかせない問題で原則的に申

しまして、やはりつきりした予算の

裏づけがなければならぬと思ひます

が、その点はどうかお考えですか。予算

がはつきりするまで、おやりにならない

い見通しであるか、これを伺いたい。

○齋藤(昇)政府委員 たゞ／＼御説明

いたしておりますように、臨時國會

におきまして補正予算の御審議を願

つもので、大蔵省とも打合せ済みであ

るのであります。従ひましてそれまで

の費用は僅少なものでありますから、

臨時に既定予算の範囲内で支出ができ

ると考えておる次第であります。

○立花委員 それはあくまでもあなた

の方の見通しでありまして、私どもと

いたしましては、同じ國會で審議され

ませんで、いつ開かれるか、どうなる

かわからないものを当てにしまして、

法案だけを審議することはできないと

思ひます。そういういたしましたら、いつ

國會が開かれて、どれだけの予算をお

出しになつて、どうなるというはつき

りした見通しがなければ、そういうこ

とは言えないと思ふのですが、その点

についてどうお考えになつております

か。國警長官は僅少だと言われました

が、國警長官が前に國會で御説明なさ

つた場合の額は、六十六億というよう

な予算を一応考えておるということ

を説明なさつておられますが、六十六億

と申しますと、これは決して僅少では

ないと思ふのであります。そういう額

をどういふふうに具体的に処理されよ

うとする見通しか、それを承つておき

たいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 六十六億は五千

人の増員だけの予算ではないのであり

まして、警察強化に必要な施設整備そ

の他の全部を含んでおるのであります

す。人員も当時の要求でありましたか

ら、一万人を想定いたしておつた次第

であります。この五千人の増員以外に

伴う予算は、これこそ補正予算が通ら

なければ支出はできませんし、この増

員とは必ずしも密接不可分というわけ

ではないのであります。その点御承知

をお願いいたします。

○立花委員 どうして密接不可分でな

いのか、それはつきりしていただき

たい。厚則として予算の伴わない法案

は、実は空文であると思ふ。今まで予

算があるから、それを新しく改正され

ました警察法に従つてのものに流用す

るということは、建前上は許されない

と思ひます。一時的な便法でそういう

ことが許されるかわからないが、原則

上は許されたいと思ひます。何となれば

今までの予算は、こういうことを予

想しない予算であつて、新しくこうい

うものを追加する法律の改正までや

りまして新らしくできましたものに対

しましては、當然新しい予算が組まる

べきであります、そういうことはな

くてもいいのだというお考えは、少し

困ると思ひます。それから六十六億の

問題ですが、これはあなたが警察法改

正に伴う予算の増額として説明された

額であります、決してほかの問題で

の費用ではないわけでありまして、し

かもこれはあなたの説明によりますと、

大体二万の増員に要する費用となつて

おりますが、今度の自治警察の吸収を

入れますと、おそらく二万以上の増員

が予想されますので、少くとも六十六

億以上の金があるだろうと思ふので

が、その点どういふふうに予算の見通

しをお立てになつておられるか。臨時

國會でお出しになるとすれば、臨時

國會でお出しになるとすれば、臨時

國會でお出しになるとすれば、臨時

國會でお出しになるとすれば、臨時

國會でお出しになるとすれば、臨時

國會でお出しになるとすれば、臨時

國會でお出しになるとすれば、臨時

國會でお出しになるとすれば、臨時

國會でお出しになるとすれば、臨時

でありまして、どういふものをどれほどお見込みになつておるのか、それをひとつはつきりさせていたきたいと思ひます。

○齋藤(丹)政府委員　法律の改正に伴う不可分の予算として、六十六億あまりが必要だという御説明は、私はいたした記憶はないのでございます。法律の改正によりまして警察の強化をやるのと同時に、予算面においても、裝備、施設、活動費等においてさらに強化いたしたい、さような意味においてこれらを合わせるのと相当数字の予算になるといふ考えで、今までおつたわけであります。この五千の増員に伴う予算の内容は、ただいま大蔵省と折衝中でありまして、まだこうきまつたということを申し上げる段階に達しておりません。

○立花委員 予算がきまらなければ、私ども法案は審議することはできないと思うのです。政府としても非常に無責任だと思ふのです。予算の折衝がまだ大蔵省と片づかないのに法案だけを出して来るというやり方は非常に無責任だ。予算がなければ仕事ができないのは当然なんです。予算制度の建前上、予算がなければいくら法案が通りましたが、仕事ができないのは当然なんです。その予算の折衝がまだ政府部分で片づいていない。今あなたの御説明もよりますと、大蔵省と折衝中だということ、どうして私たちが真剣にこの法案を審議することができませんか。またたとい通りましても、この法案は実施できない。大蔵省の意向によつて今後の折衝がどうなるかわからないうという場合には、この法案は実施できないと思うのですが、それはとも

くといたしまして、どういふ案をお持ちになつて大蔵省と折衝中なのか、その案をひとつお示し願いたい。

も一つ、国警長官は警察法の改正に伴う増額ではない、そんな説明はした覚えはないとおつしやつておられますが、四月二十二日の朝日新聞には、はつきりとあなたの国会における説明の内容が発表されております。これによりますと、やはり警察法改正に伴う増額として六十六億必要だということをやつておられる。しかもその内容を言つておられる。しかもその内容をもつと詳しく申し上げますと、たぐさもありますがたとえ旭川、函館地方における警察学校の増設というようなことまであなたは言つておられて、新聞ははつきり報道しておる。六十六億というような額まではつきり四月二十二日に国会で言つておられるのですから、現在どの程度の予算をお見積りになつてやつておられるのか、またそれが大蔵省と折衝中であるとすれば、どういう具体案を持つて大蔵省と折衝中なのか、それをひとつお示し願ひたい。

○齋藤(昇)政府委員 おそらくそれは警察法の改正によつて、人員増を計画すると同時にいたしたいという内容を持つた予算でありまして、増員を自身に不可欠なものが六十六億というわけではないことを御承知願ひたいと思います。ただいま折衝中の案につきましては、他の政府委員より答えさせていただきます。

○加藤(陽)政府委員 予算につきましては、ただいまお尋ねいただきましたが、これは大蔵省と折衝中でございます。で、確定的にこういふふうになつたという点は、申し上げる段階に至つてい

ないことは申し上げるまでもないのであります。ただわれ／＼の腹づもりと

いたしましては、警察官の五千人の増員に伴います人件費、事務費、それに五千人の増員に要する採用試験の関係の経費、裝備の關係、施設の關係、旅費その他の増等を見まして約十億でございます。そのほかに自治体警察の方から何人国警の方に移ることになりまするか、これがもし決定いたしますれば、そのものの所要経費がさらにこれに追加して計上されることになるわけであります。大蔵省とはこまかい数字については打合せはしておらないのでありますけれども、五千人の増員をすることにについては、もちろん法案を提出するに際しまして、十分な協議ができております。そのための必要な経費は、この次の機会において予算に計上されることは確実であらうと思ひます。

○立花委員 五千人に十億では、これは大體給与ではとんどいつてしまふのので、じやないか。これは非常に過小なのですが、この点給与あたりはどういうふうにお考えになつておりますか。

○加藤(陽)政府委員 お尋ねの点は、まことにごもつとも思いますが、給与も、最初は見習生として入れるわけでありまして、低いペースで計算しております。それから半年分でございますから、お尋ねのようなことは起つて来ないと思います。

○立花委員 半年分といはしますと、国費の増員はいつからなさるおつもりなのですか。二十六年度には、半年分といはしまして十月ごろからしか御使用にならないのでしょうか。それをひとつ。……

○加藤(陽)政府委員　もし法案が通過
成立いたしまする際におきましては、

必要な範疇の準備にかかるわけでございますが、それにいたしまして、試験、採用等の期間に相当要しますの
で、大体九月から各県の警察学校に入
校させるようなわけになると思うの
であります。そういたしますと、六箇
月間の教養をいたしますれば、明年三
月まで学校に入つておるわけであり
まして、三月から配置について行く、
こういうことに相なるだろうと考
えます。

○立花委員 私ども今までの警察官の費用を考えました場合に、給与は非常に低いのですが、それにいたしましたも、警察官一人当り年三十万円ぐらゐの予算だと思ふ。あなたが言われるように、半箇年分といたしましたも十五万円、十五万円の五千人といたしました七億五千万円という金が給与だけにゐるわけですが、あと二億五千万円ぐらゐで、五千人の試験まで含めて、整備なり何なり一切できるという見通しは、私どもできないと思ひます。整備の問題などは、半年ではいけないわけですね。給与は半年ということではできませんが、給与以外の一切のものは一箇年分見込まなければいけないと思ひます。一箇年分と申しますと、整備などとは最初の方は非常に莫大なものになると思いますが、あと二億五千万円で一体何ができるかという問題があるわけですから、十億という金は非常に過小であると考えざるを得ないと思ひます。この点は一体どうなですか。

○加藤(陽)政府委員 まことにごもつともでござりますが、国警の予算一人当り三十数万円と申しますのは、通信

費用とか、鑑識の費用とか、こんなもの一切含めて総額を人数で割つたもの

でございます。このたび五千人員員に
でございまして、それに応じて
通信の費用、鑑識の費用などが増加
するわけではないのでございまして、
若干今までの一人当たり平均数字より、
少い金額で済むように思っております。
でございます。

○立花委員 通信などは急速にふえるわけではないでしょうが、裝備の問題は、全然新しいものがおそらく數箇年分が最初の年にいると思います。この問題は二億五千万円では片づかないと思うのですが、その点はどうなんですか。

○加藤(陽)政府委員 国警の装備のうちで大きな予算は、御承知かとも存じますが車両の關係でございます。これは装備費十二億七千万のうち九億余りを占めております。その車両ととも、五千人増員いたしますから、すぐにそれに応じた車両を現在の通りに増加しなければならないことには相ならぬので、いろいろな事情を考え合せまして、適當なる装備を増加すればよろしいと思つて、計画を立てておるような次第でございます。

○立花養員 齋藤長官が前にお示しになりました十六六億という増額は、齋藤長官は二万名として計算なさつて十六六億と言つておられるのであつて、五千人であれば、その四分の一になるので、少くとも十六億、十七億の金がいるわけなんです、それが十億というふうに出て来ておるのですが、この差額は一体どこから生れたものであるか。

部分、いわゆる超短波無線の整備であるとか、あるいは他の鑑識施設の整備強化であるとか、そういうものも含んでおりましたから、金額がずつと上まわつた次第でございます。

○立花委員 それから国警の増員の部分ですが、自治体の吸収に要する費用はどうなつておりますか。

○加藤(陽)政府委員 自治体の吸収に要します費用といたしましては、大体どれくらい国警の方に移ることになるか未定なのであります、私どももいたしましては、法律案にあります通り、移ります全員を国警の職員として予算を計上する方針でおるのでございませう。たとえばこれが一万人国警の方に移るといたしますと、私の方の見積りでは――十月一日以降移るのでござい

ますから、年間の半分と見まして十二億余りとなる予定でございます。これはこの次の議会におきまして、数字の確定したのに伴いまして補正予算として御審議を願いたいと思います。

○立花委員　そういたしますと、今警察側として大蔵省と折衝なさつておられるのは、十億プラス十二億の二十二億で折衝されておるのですか。

○加藤(陽)政府委員　まだその具体的な数字をあげて折衝ということではな

ざいませんけれども、大体こういうふうなつもりでおるのであります。

○立花委員 この一万人というのは非常に過少ではないか、実際は二万近くあるのではないかと思うのです。

○加藤 政府委員 職員の数は、お手元に差上げました資料でござん願いますと、大田町村の警察吏員が一万九千くらいでございまして、職員の方が三千四百くらいになっておつたかと存じます。一万九千の町村の警察吏員のうち、約一万の者が国警に移ると考えますと、これに相当いたしましたして一般

職員の方も約二千ぐらいの者が移るの
ではないかと思ふのであります。この
職員の身分の取扱いにつきましても、
初め提案理由の説明のときに申し上げ
ました通り、大体警察吏員と同じよう
な扱いにしたいと考えておるのであり
ます。すなわち必要な数を、全部国
家地方警察の方の職員に切りかえる
という方針でございます。

ませんが、法案の中では、この職員を
吸収するということは、はつきりうた
われないわけですが、これはおうた
いになる必要があると思います。これ
は職員にとりましては重大な問題なの

で、この法案にうたわれていない以上は、失業の問題があるわけであります。これをなぜおうたにならないのか。これはぜひうたつていただきたいと思う。それからこの費用も、一万人と予定されている以外に、二千人の

費用は当然お組みにならなければいかぬと考えますが、これをどういうふう
に処理されるつもりであるか。

○加藤(編) 政府委員 まずあとの方
からお答えいたしますが、御趣旨の通り

ともであると思うのでございますが、私どももいたしましたは、行政機関の職員は、行政機関職員定員法の中に本来うたわれるべきものでございませうけれども、警察官につきましては、特に警察法の中に三万人ということがございますので、警察官員につきましては、警察法の改正の中にうたつたので

であります。警察吏員以外の一般職員の扱いにつきましては、この法案の最後の附則についております行政機関職員定員法の改正の條項がございますが、第六項に「警察を維持する町村が、警察を維持しないこととなつた場合においては、」当該町村の警察職員を、予算の定める範囲内において、国家地方警察の職員として置くことができるものとし、この場合における職員の定

員は、政令で定める。」こう書いてあります。ここに警察職員と書いてありますのは、警察吏員のみならず、それ以外の一一般警察職員も含んでおるつもりでございます。しかし事柄といたしまして

しては非常に重要な問題でありますので、特に提案理由の説明の中に取上げて、そういう方針であるということも御説明いたしたような次第でございます。

「予算の定める範囲内において、」でございますが、これもやはり予算が問題になっておると思います。予算の範囲内においてやるというておるが、予算がきまらないのに、予算の範囲内とい

算の範囲内かどうか、予算を
一体どれほど見積つて、どれだけの人
員を吸収しようとなさるのか、予算か
らきめて行かなければ、きまらないと
思う。それから警察吏員の方だけは全
部吸収するということを言いながら、
その他の職員については、定員法の範
囲内かどうか、あるいは予算の範囲でと

か、こういうふうにはかゝる要素を持つて来て限定なさるの、警察吏員と警察職員との間に差別待遇をいたしまして、平等の人権を認めていないということになると思いますが、なぜこういう差別待遇をなさるのか。

○加藤(内)政府委員　まことにございともなお尋ねてございますが、先ほど申し上げました通り、警察吏員につきまゝは、特に警察官と警察官の主任員

三万人というものがきめてあるものでございますから、これとの関係におきまして、警察法の中にはつきりうたつたのであります。今私が説明いたしました、行政機関職員定員法の改正條

文の中にあります警察職員と申しますのは、警察吏員とその他の警察職員と両方含んでおるのでございまして、具體的には、先ほどから御説明いたしております通り、町村から移つて参ります警察吏員は、すべてこれを一般警察

職員と同様に国家地方警察の警察官及び警察職員とするつもりでありますけれども、具体的な措置は、すべて今申しました行政機関職員定員法第二條の第六項に定める政令でできて行く。これ

また予算の点は重々ごもつともでございますが、私どもといたしましては、これまた先ほど申し上げました通り、大蔵当局との話合いの結果、町村警察の方から移りますものは、全員これを国家地方警察の職員とするという了解のもとに、事務を進めて参つてお

る次第でございます。

○立花委員　先ほどあなたは自治警察から移つて来るのは一万人と言われましたが、あとの御説明では、そのほかに二千人警察職員が移つて来るとおっしゃつた。一万人で十二億とおつしやつたのですが、この十二億は、一万人のほかに二千人分も含めての十二億なのか、十二億のほかに二千人分の費用を別に大蔵省と交渉なさるおつもり

か、これを聞かしていただきたい。
○加藤(陽)政府委員　ただいま確実な資料を手元に持つておりませんので、はつきりいたしかねますけれども、あるいは十二億の中に二千人が入つて

おつたかと思ひます。いづれにいたしましても、これは具体的な数字で付ありません。私の方の一応の計算であります、もし一万人が一万五千人になり、二千人が三千人になりますれば、必要な数字をつくりまして、正式に大

○立花委員 そういたしますと、労働者の言葉で申しますと、警察職員も今度の警察法の改正によつて、あるい

対に失業の心配はないということを確認
信を持つておられますか、またそれに
対して大蔵省との折衝の関係上、どう
いたしましてはやはりその予算は確保
するという見通しを持つておられます
か、確保できない場合はどうなさるお
考えですか。

○大橋国務大臣 これは御趣旨の通り、
一人もこれがために失業するとい
うものはないわけでございます。従つ
てそういうことがあるであらう、あつ
た場合はどうするかということ、む
ろんそういうことはないのですから考
えておりません。

○立花委員 ないということをお大臣が
確言されましたので、なかつた場合は
もちろん責任をとつていただけたら
お言葉だと解釈いたします。しかし私も
が考えますと、自治警の警察職員の数
が非常に少いわけなんです。現在国警
では大定員の六割近くが定員外の職
員の数になつておりまして、これで見
ますと国警では六割であるが、自治警
では二割足らずになつております。非
常に自治警が少い。実は自治警の方が
もつと多くなければならないのであり
ますが、この点大橋法務総裁のお言葉
ですが、やはりある程度の淘汰が行わ
れるのではないかとおもうのです。非常
に集中されております国警に吸収され
ますと、分散されております自治警の
場合よりも、職員の数が減るのは当然
なんです。それをあえて全部吸収なさ
ると今大臣は確言なさつたのです。そ
が、その点はどうなのですか、そこま
でお考えになつてお言葉ですか、そ
の点をもう一度お聞きしたい。

○大橋国務大臣 あらゆる事柄を考へ
た末で決定した方針です。

○立花委員 現在の国警の三万以外
に、どれだけ職員がおるかということ
も、念のためにひとつ聞いておきたい
と思ひます。

○加藤(陽)政府委員 警察官以外の一
般職員は一万六千五百五十七名であ
ります。

○立花委員 そういたしますと、やは
りさいぜん申し上げましたように、国警
ですら五割以上六割近い職員を持つて
おるわけなんです。自治警の方では二
割足らずだという数字はちよつと納得
できないのですが、これは御想像なさ
つた数字なのか、実際についてお調べ
になつた数字なのか、これをひとつお
聞かせ願ひたいと思ひます。

○加藤(陽)政府委員 一万六千五百
七名と申し上げましたが、御承知かと
思ひます。けれども、通信関係の職員
は、国警の方で担当しております。学
校の教育関係とか、鑑識の関係なんか
も国警の方で主として担当してござ
いますので、自治警よりも定員の数が相
当多くなつております。町村警察の方
より、一般警察の数はお手元に差上げ
ました自治体警察統計というものがご
ざいます。その三十一ページに、町
村の警察の一般職員の数といたしまし
て、三千七百十八名というのが出てお
ります。これは昭和二十五年四月一日
現在であります。

○立花委員 この定員の問題からいた
しまして、予算の問題はぜひ決定し
なければならぬ問題で、政府がほんと
うにこの案を国会で審議し、決定し、
通過することをお考えならば、ぜひひ
とつ予算の問題を裏づけとして出して
いただきたいと思います。
それから定員の問題で、もう一つ聞

いておきたいと思ひますのは、三万五
千の定員外として、自治警から吸収さ
れた者を置くという御説明があり、ま
た法案でもそうなつておるようです
が、定員外とは、どういつた意味なの
か、員数外的な扱いを受けましては、
国警に参ります者が、安んじて国警に
吸収される気持にはならないと思ひ
ますが、定員外とは、一体どういふこ
とを意味しておるか、定員外という言
葉は、ある時期、ある場合には、定員
に限定して、定員外の者は適当な処分
をするという意味を含んでおるか、
あるいはまた定員外と、定員内との間
に、待遇上あるいはその他の職務上、
何らかの区別があるのか、これはもち
ろん私はあるだらうと思ひます。正式に定
員と定員外と区別があるだらうと思ひ
ますが、その点はどういふ意味で、定
員外という言葉を置かれておるか、
また具体的にどういふ差異があるの
か、これは吸収される自治警の警察吏
員にとりましては、大問題だと思ひ
ます。これをひとつはつきり御説明願ひ
たい。

○加藤(陽)政府委員 ただいま定員外
ということをおつしやいましたけれど
も、これは六十七條の三をごらん願ひ
ますと、「第四條第一項の定員外の国家
地方警察の警察官」と書いてございま
す。「第四條第一項の定員」に対する意
味において定員外、こういう意味でござ
います。「第四條第一項の定員」と申
しますのは、国家地方警察の本来の任
務を遂行するために、自治警を別に
考へた場合の本来の任務を遂行するた
めに必要な職員でございます。ところが
自治警から移つて来ます者は、町
村の方で警察を持たないという決定を

いたしましたことに伴ひまして、国家
地方警察の警察官になるわけございま
す。一応「第四條第一項の定員」と
は別に定員を計上したというだけの意
味でございます。

○齋藤(豊)政府委員 今加藤総務部長
から説明をいたしました。本定員で
あるか、あるいは定員外であるかとい
いますことは、これは定員のわくのき
め方でありまして、個々の個人がど
のわくに入つておるかというその区別
はないのであります。三万の定員の外
に自治体警察から来た員数を、たとえ
ば一万人といたしますと、合計四万
人の員数を国警に置くことができると
いうことに相なります。自治体警察か
ら国家地方警察の方に移つて来られた
人も、それは四万の中の国家地方警察
の職員でありまして、これが三万の方
に入つておるか、一万の方に入つてい
るかという個人の区別は全然ないので
あります。従つて待遇その他の上にお
いても何ら区別はございません。

○立花委員 長官と加藤君の説明は
根本的に違ふと思ひます。加藤君は
町村の警察の仕事をしてゐる者はやは
り定員外である。国警本来の仕事をし
てゐる者は定員内であるから町村の仕
事をしてゐる者はこれは定員外だとい
ふふうに説明をなさつたのですが、国
警長官はそうではなしに、職場では、
あるいは個人では区別がないというよ
うに御説明をされておるのですが、こ
れは一体どちらが正しいのですか。

○加藤(陽)政府委員 食い違ひはない
と思ひます。ございまして、定員として
考へました場合には三万という定員が
一つある。そのほかに自治体警察から
移つて来る者の定員がある。これは移

つて来ました以上は、いずれも国家地
方警察の仕事をするのでございます。か
ら、扱いその他についてはかわるこ
ろはない、定員のわくとして考えまし
た場合に、二つのものがある、こうい
う意味でございます。

○立花委員 これは言葉じりをとるわ
けではございせんが、地方自治体の
関係の問題としては大問題ですからお
聞きするのですが、あなたは国家警察
の本来の仕事をしてゐる者は定員内
であると云われましたが、自治体警察か
ら吸収された者がする仕事は、国
家警察の本来の仕事ではないのです
か。あなたの今の御説明の中にも、や
はり自治体警察から吸収された者は、
別のようなお考えのお言葉があつたの
ですが、その点はどうなんですか。

○大橋国務大臣 この根本的な考え方
について、たいへん精密な御質問でござ
います。が、一旦自治体警察が閉止
せられまして、それが国家地方警察の
管轄に入りまして以上は、その区域内
におきます一切の警察事務と、他の
従来の国家地方警察の管轄区域内
における警察事務は国家地方警察にと
つて何ら違いがあるものではございま
せん。どちらも国家地方警察の事務
のものでございまして、この間に本来
の国家地方警察の事務とそれから自治
体から移管された事務というような観
念上の区別をするものではございま
せん。従ひまして職員につきましてもど
ちらの事務をしてゐるかということ
は、何らかわらないのでございま
して、国家地方警察といたしましては、
自治体警察の移管に伴ひまして増加せ
られた新しい定員をもつて国家地方警
察の定員といたし、その範囲において

人を使う。従つて職員の特遇等につきましても、その職務によつて区別があるといふことはないわけでございます。

○立花委員 もつとくだけた言葉で聞いておきたいと思ふのでありますが、では新しく編入されました町村警察は、全体として定員外に置くといふことは全然ないわけでございますか。

○大橋國務大臣 この定員外という言葉について、ちよつと御説明を申し上げる方がよろしいかと思ひますが、普通定員外と申しますと、一応ある役所について十名なら十名定員がきまつておる。しかし臨時の事由によつて定員外として置くことができるという場合には、その事由のあつたその人が在職中に限つて、定員外の扱いをするといふのが、普通の定員外でございます。従つて定員外としておるのでございますから、その人がやめた場合においては、もはや定員外の人ではなくつて、本来の定員になる、これが普通行政上の用語として用いられる定員外といふ觀念でございます。ところが警察法のこの條項において申しておりますのは、そういう扱ひではありませんのでして、その人を定員外にするといふのでなく、自治体においてあつたところの数のものを第四條の定員のほかに、定員に新たに加える、こういう意味でございます。それを加えた全体が新しい國警の定員となるのであります。普通の用語における定員外といふ觀念をさしはさむ余地は、この場合においてはございません。

〔龍野委員長代理退席、委員長着席〕

定員外という言葉をお用いになりますと、いろいろ誤解を生じやすいと思ひますが、これは嚴密な意味においての定員外でございます。これだけの新しい定員を本来の三万のほかに加えた、その合計をもつて國家地方警察の新たな定員とする、こういう意味にお読みをいたさなければいけません。

○立花委員 そうすると定員外という言葉はお使ひにならない方が、はつきりとしていいのじやないかと思ひます。定員という言葉が二つありますので、これは困ると思ふ。そういう意味で、なんなら新しい者も含んで、全部が新しい定員だといふふうにお考えになつて、定員外に置くといふふうにはお書きにならない方がいいのじやないか。この言葉が一つありますために、せつかくあなた方がお考えになつておる自治警が入つて来ないという心配がありますから、これはお削りになつた方がいいと思ふ。

それからもう一つは、もつと具体的にお聞きしたいと思ふのですが、そういたしますとここに書いてある定員と定員外、これは法案上にはつきりあるわけですが、そこで一つの警察に例をとりますと、定員内の人と定員外の人とできるわけですが、一つの警察でこのやうな區別があるのか、それとも加藤君の言われる本来の國警と國警の吸収した自治警との間に、この區別の線が引かれるのか、一つの吸収された自治警の中で、區別の線が引かれるのか、これは必ずあるわけ、ないはずはない。この線は一体どこで引かれるのか、どういふ基準で引かれるのか、これをはつきりしてもらいたい。

○大橋國務大臣 今私の申し上げたことを御理解いただきますと、國家地方警察の定員といふものは一つしかないわけでありま。自治体警察が加えられた場合におきましては、第四條の三万という定員は、それが國家地方警察の定員ではなくして、三万プラス自治体からのアルファといふものが、國家地方警察の定員に自動的に切りかわるわけでございます。従ひまして定員外といふ觀念は、いかなるところにもないわけでありま。従つてどの警察が定員外になるとか、あるいは警察のうちでだれとだれとが定員外になるとか、そういう扱ひは一切ないわけでありまして、どれも新しい國家地方警察の成規の定員の範圍内において採用せられた成規の人員、こういうことになつておるわけでありま。

○立花委員 それでは、定員外という言葉はない方がいと思ふので、お削りになるお考えはございせんか。

○齋藤(昇)政府委員 第四條にきめた定員のほかに来た者をさらにそれだけふやす、こういう書き方になつておりますので、一方の方は幾ら来るかあらかじめ予想ができません。時によつて伸縮自在になりますから、従つて何らかの言葉を使わないと、そこがちよつと表現がしにくいのであります。これを附加定員と申してもよろしいかも知れませんが、伸び縮みのある定員といふ別の何らかの符號がそこにいと考へますので、そういう意味で簡単に定員外といふ言葉を使つたり、あるいは附加定員といふ言葉を使つたりいたしておる次第でございます。

○立花委員 そういふつもりならば、もう少し日本語をお考えになつたら幾らでも書き方はあるわけ、定員外といふやうな今までも非常に誤解を招く言葉をお使ひにならぬでも、定員の上にならぬこれに加えて新しい定員とするといふふうにも書けるのでございませう。定員外といふやうな言葉をお使ひになりますと、これは非常に誤解を招くになります。自治体から入つて参りました者は、自治体から入つて参りました者は、いづつ首を切られるかもしれない、員數は決まらぬ、そういうつもりであれば、はつきりこれは削つていただきたく。日本語は幾らでもほかにありますので、もつと適当な日本語を使つていただきたいと思ひます。この点をおかえになるお考えはないかどうか。

○齋藤(昇)政府委員 これは第四條第一項に定員外の警察官として置くことができる、こうありますので、その点はあらためて考へるといふ考へは持つておりません。

○立花委員 第四條の第一項の定員にそうこだわる必要はないと思ふ。警察の定員のわくは全部はきつてしまつてゐるので、實質上こんな第四條第一項の定員なんかは有名無実なので、そのことをもつとはつきりなざる必要があるのじやないかと思ふ。國民にいたしましても、三万五千といふやうなものが、まだあるのだらうといふやうな考へ方を持つておりますと困ります。國警でも幾らでもふやせるのだ、總体として十二万五千といふやうなわくはもうないのだといふことを、はつきりなざる必要があると思ふ。これを何かごまかしをなさうとするから、實質上は定員外ではないが、定員外とい

う言葉を使わなければならぬといふことになつてゐると思ふが、それをはつきりなざる必要はないのですか。

○齋藤(昇)政府委員 第四條第一項に三万の定員、それから第十九條に五千人を限つて定員外に置くことができません。もう一つ自治体警察を廃止した場合に、それがそつくり定員になる。この三つの要素がありまして、従つて全然定員のわくをはずしてしまつたといふわけではなくて、それ／＼の事實に基いて規制をするわけでありま。前提條件があるわけでありま。これを全部はきつてしまふといふことはよろしくないことだと考へます。

○立花委員 とにかく私たちは働く警察官の立場をいたしまして、定員外といふことは實質上何ら差別待遇をしないといふことを御確約いただければ、根本的な問題は水かけ論になりますから、それ／＼にしておきます。

それから大橋さんにお尋ねいたしましたと思ふのですが、警察予備隊と警察との關係を、ひとつはつきりしておいていただきたかと思ふ。法務總裁は警察予備隊は地上軍に切りかへ得るというやうなことを言つておられるのです。またマツカササ將軍もワシントンで、そういうことを言つておられるやうですが、地上軍に切りかへることを予想して、國家地方警察あるいは全體としての警察の増強をお考えなのか。國家地方警察と警察予備隊との關係は、どういふふうにお考えになつておられますか。聞くところによりますと、新聞紙上でも発表されておつたのです。吉田總理は治安省ですかを設けまして、警察關係、海上保安庁、それ

が、

ら警察予備隊、こういうものを統轄して、一つの総合機関をつくるというふうに発表されているのですが、こうなつて参りますと、やはり警察予備隊と警察との関連があるわけなのですが、どういふような関連においてお考えになつておるか、これをひとつ……。

○大橋國務大臣 まず最初に警察予備隊を地上軍に切りかえるというところを、私が何らかの機会に申し上げてあるという御質問でございますが、私は現在の政府の方針といたしましては、警察予備隊を地上軍に切りかえるというところを申し上げたことはございませう。これはマツカサー元帥の証言のうち、地上軍に切りかえることが可能である、こういうことであるが、どうであるかという御質問が他の機会においてありましたが、マツカサー元帥がいかなる意図を持って言われたかは別といたしまして、なるほどある程度の装備を持つておりますから、これを地上軍として編成して行くことが、物理的に不可能じゃない、これは現在の編成も軍隊に類似をしたような編成を持つておりますし、装備をいたしまして小銃、機関銃の装備を持つておりますから、その程度には勢力を持つておる地上軍、物理的にはさういふ觀念も成り立たないということにはなからうけれども、しかしながら地上軍ということになりますと、単に国内治安だけの問題でなく、海外にも出動するといふようなことも軍の性質上当然考えなければならぬのであります。今日警察予備隊の隊員諸君は、その募集の際において、警察予備隊としての性格というところを前提として、応募されたものでございませう。

いましてこれらの諸君が、地上軍へ切りかえた場合に、当然に地上軍としての隊員というところで、そのまゝおるものかどうか、この点は大いに疑問があるわけでありまして、またこれを強制することが適当であるかどうかということも、いふ／＼な考えはあり得るわけでありませう。従ひましてこれを地上軍に切りかえるというところは、觀念的には、あるいは物理的には可能であるといつたとしても、しかし実際問題として、これはな／＼／＼簡単なものではない、また現在政府といたしましては、これを地上軍に切りかえるというところについて、何らさういふ希望を持つておるわけでもない、またさういふ意図にさういふ計画を持つておるものではないといふことを、はつきり他の委員会において申し上げてあるはずでございます。従ひまして地上軍に切りかえるといふようなことを申し上げたことは、私はいまだかつて一回もございませう。

さてその次に御質問になりました、それではこの警察と警察予備隊の關係をどう見るかという点でございませうが、ただいま方針といたしましては、警察といふものはまず平時の治安に當るものである。そしてでき得る限り、原則として国内治安はこれが當つて行くといふのが考え方のなものであります。どうしても警察予備隊の實力を借りなければ、処理できないといふような非常の場合に至つて、初めて警察予備隊が国内治安のために補充的に出動する、こういう性質のものである、こう考へておられます。

で、私が言つたことをちよつと一字だけお聞き間違ひがあつたように思う。私は大橋法務總裁が警察予備隊を地上軍に切りかえるとおししたのじやなしに、切りかえ得ると申されたと言ひましたので、切りかえ得ると確かに言ひました。あなたは物理的にという言葉を余分に付加されましたが、物理的には切りかえ得る、少くとも物理という言葉を除きまして切りかえ得るといふことを申されまして、切りかえ得るといふことは、どういふことかとお聞き申したのであります。それから私がさういふことをお聞き申したのには、ダレス氏が参りましたときに、日米防衛協定の問題が発表されておりました、これは四月下旬の朝日新聞でございませうが、日本の地上軍二十万という発表を堂々と朝日新聞がしておりました。これは吉田総理もダレス氏とお会いになつて、お話をなさつておられますので、日本の地上軍二十万といふことは、国民の題の中に入つております。しかもそれと符節を合致するようには、マツカサーがワシントンにおきまして、日本の警察予備隊は四個師団であつて、軍隊の編成を持つておつて、地上軍に切りかえ得るのだといふことを言われました。ところがそれを裏書きするように、警察予備隊は地上軍に切りかえ得る——さういふ意図があるかないかは別といたしまして、切りかえ得る態勢にある、今もあなたは物理的には切りかえ得ると申されたのであります。さういふ關係で、私も日米防衛協定の講和條約と同時に調印されるということも、新聞紙上でわかつておりますし、講和條約は政府の企圖されるころではもう来月、再

来月あたりは調印されるというのですから、同時に防衛協定が調印され、同時に地上軍二十万がつくれるということも、全然根拠のないことじやございませう。従つて國民はさういふことを考へておるわけでは、地上軍二十万と申しますと、無から有を生じるわけにも行きませう。これはやはり警察予備隊がどうしても切りかえられるのではない、今の大臣のお言葉によりましたも、物理上は切りかえ得るといふことを、はつきり申されておりますので、防衛協定が講和條約と同時に調印されて、二十万の地上軍がつくれるとすれば、これはやはりどうして物理的に切りかえ得るところの予備隊を切りかえるほかに方法がないのじやないか、こう考へてみますと、今まで警察的な扱いを受けておりました予備隊が、地上軍となりますから、これを補強するには國家地方警察の増強が必要である。従つて實質には十二万五千のわくをはさなければならぬといふことになつて来たのじやないかと思ふのですが、この間の關係はどうですか。それにつきまして先ほどお尋ねいたしました治安省——吉田総理ははつきり言つております。治安省をつくるて云々といふことがあるのですが、治安省をつくるてどういふふうな警察と警察予備隊とを関連させて統合されるおつもりであるか、總理大臣がはつきり言明なさつたのですから、政府は相當成果があると思ふのですが、どういふふうにお考えになつておりますのですか。これをひとつ伺ひます。

○大橋國務大臣 警察予備隊を地上軍に切りかえるといふことは全然考へておりません。また切りかえることがで

きるというところを私は申したこともございませう。物理的にできるというところは、警察予備隊といふものを地上軍に切りかえるといふことは、單なる物理だけの問題ではないといふ意味において、これはむしろ否定的な意味において私は用いたものであります。

それから警察の定員の増加の問題でございませうが、自治体警察のわくをはずす、この問題は講和によつて日米防衛協定、さういつたことが世上でいろいろ論議せられます以前からの問題でございまして、すでにこの自治体警察の定員をはずすという問題は、警察法施行当時から時期の問題といふことになつておつたのであります。何らさういふ地上軍云々の問題と関連した問題ではございませう。これは全然別個の問題であります。

それから治安省の問題につきまして、私は何ら承知いたしておりません。○立花委員 国会における政府の方の発言を權威あるしめるために、大橋法務總裁は否定されたのですが、さういたしますと、私たち、現在政府が許しております報道機關に対しては、重大な疑問を持たざるを得ないのです。この間の五月十日の産業経済には、大橋法務總裁は民主党の並木君の質問に對しまして、五月九日衆議院でお答えになつて、地上軍に切りかえることができるということを答弁なさつておるのです。さういふことを言つた覚えはないとおしやつたのですが、さういたしますと、私どもは産業経済新聞に對しまして、重大なる疑惑を持たなければいけないのです。これはちよつとおかしいと思ふのです。今も大臣は物理的には切りかえ得るといふことを言

つておられますし、切りかえ得るとい
うお考えが、やはりほんとうじやない
かと思ふのでありますが、衆議院にお
ける大臣の御説明を、堂々たる報道機
関が公然と発表しておるのですから、
私もこれを信用せざるを得ないと思
ふのです。実際それを言つたことが
ないと言われるのですか、その点をも
う一度明らかにしてもらいたいと思
います。

○大橋國務大臣 地上軍に切りかえる
という事は、單なる物理的な問題で
はなく、これはやはりそこに政府の
方針というものが、切りかえよう
とする意図があり、またそれに対応
いたしまして、警察予備隊というも
はり多数の隊員から成り立つておる
ものでありますから、隊員がはたして
それに対する適応性を持つておるかど
うかといふことも、十分に考へて決定
しなければならぬものであります。物
理的に切りかえ得るといふことは、物
理的に切りかえることによつてすべ
りかえ得るといふ結論を引出すべき
ものではなからう、そういうむしろ否
定的な意味において、私は物理的に切
りかえ得るといふことを申したのであ
ります。現実の問題といひましては、
さうに簡單な問題ではない、こゝに
う点を御了承願ひたいと思ひます。

○立花委員 九日の衆議院での御説明
は、そういう否定的な意味ではなし
に、積極的に地上軍に切りかえ得るこ
とは可能であるという御説明をなさつ
ておるといふことが、新聞に載つてお
りますので、国民は非常に大きな衝撃
を受けておるわけでありまして、この
きよりの御説明で、少くとも新聞に出
ております前言を否定するといふこと

であれば、それでけつこうでありま
す。この点は否定なさつたといふふ
らにとつておきたいと思ひます。

それから一昨日お尋ねいたしまし
た、連合軍の總意であつたマツカー
サーの警察に対する書簡の問題であり
ますが、これが公然と生きておるとい
ふことを言われたのです。そうしま
す、出て参りました警察法と、非常に
根本的な点で、マツカーサー書簡と食
ひ違ひがあるといふ問題で、国民は重
大な疑惑を持たざるを得ないと思ひま
す。一昨日お尋ねいたしまし、また数
の問題でも警察の問題、軍隊の問題は、数が根
本的な問題で、数の問題に重大な変更
があれば、これに対して最も明瞭にす
べきだと思ふのですが、この点が何ら
明瞭になつておらない。しかも従来に
おきまして、一九四五年におきまして
も、あるいはその後におきましても、
政府から警察の増員の問題を、文書
もつてマツカーサーあるいはGHQに
要請されまして、これに対してはつき
り覺書をもつて拒否された例もあるわ
けなのです。それが今回に限つて何ら
公然と行われておらない。国民の目
の前に明らかにされておらない。ただ警察
法として、マツカーサー書簡とは非常
に違つたものが出来たといふことに
なりまして、その間にどういふ交渉が
あり、どういふ折衝があつて、こゝに
警察法が出来たかといふことは、
非常に不明瞭だと思ひます。この点を
ひとつお聞きしておきたいと思ひま
す。その具体的問題といひまして、
マツカーサー書簡の中には、国家警察
と自治警察は、おの／＼完全に分離
されて独立でなければいかぬといふこ
とがあるわけですが、これも一つの太

きな原則だと思ひます。数の原則と並
んで、新しい警察制度を確立するため
の一つの大きな原則だと思ひますが、
この原則がやはり今度の法案で侵され
ておると思ふのです。こゝなつて参り
ますと、数の原則、あるいは自治警察
と國警との各自独立の原則、こゝに
ものが根本的に侵されておると思ひま
すが、この間のいきさつをはつきり
国民にわかるように御説明願ひたいと思
ひます。

○大橋國務大臣 事実といたしまして
は、この法案を提案いたしますにつ
いて、司令部の完全なる了解を得てお
ります。

○立花委員 従来の慣習上は、一旦連
合軍の總意としてきまりました警察制
度の民主化の線に、多少とも異なつた
改正なり、あるいは施策をやるとい
ひました場合には、政府が文書をお
出しになる。これに対して拒否する
は許可の司令部の方の正式の文書の回
答があつた上でやられておるわけにな
らないのか。今大臣がおつしやいま
したように、完全に了解があつたと言
わますが、どういふふうな了解があつ
たのか、完全に私も知りませんが、
あつた／＼といふだけでは納得で
きません。私も納得できないだけ
でなく、国民全体としてどういふ了
解があつたかわかりませんが、突
如としてこの原則と違つた法案が出て
参りますと、これからは原則などは認
めなくてやつて行つてもいいといふこ
とにならぬと思ひますが、この点をな
ぜはつきりなさらないのか。今回の改正
だけに限つて、従来のようなはつきり

した経緯をなぜ公然と発表なさらない
か。

○大橋國務大臣 はつきり経緯を申し
上げておるのであります、政府とい
はしましては、この改正法案につきま
しては、完全なる了解を得ておりま
す。

○立花委員 あなたはわかつておるか
知らないが、国民としては、やはり今
までのような手続で、こゝに要請を
政府の方から出して、こゝに回答が
あつたといふことを、はつきりして
いただいた方がいいと思ひます。この法
案はGHQのお出しになつたものでな
い。政府がお出しになつたものでござ
います。これを通してはつきりしてい
るとあなたが仰せられましたも、これ
はあくまでも政府のお出しになつたも
ので、GHQの出したものでございま
せんので、答弁を聞いて推測できる程
度にはわかりませんが、これをもち
つとはつきりするようにやつていた
きたいと思ひます。私もどうもこ
ういふことで疑問を持ちますのは、今
度の改正と同時に、実は追放解除が大
量的に行われるのです。この解除の中
には、元の特高、警察関係の解除も多
分に含まれておると思ひますが、これ
と今度の警察の増員とどういふ関係が
あるか、マツカーサーのワシントンの
証言の中には、日本の極東裁判が間違
つておつたといふような証言があるや
うに新聞が伝えておりますが、政府で
はこの問題をどういふふうにお考えに
なつておられますか、また追放解除に
關しては、警察の増員とどういふふう
にお考えになつておるか、追放が解除
されました元の警察関係の者を、即時
採用なさるか、ある程度の制限をお

つけになるのか、これを一応聞いてお
きたい。

○大橋國務大臣 追放解除と警察法の
改正とは全然関係がございせん。ま
た現在公職追放になつておらないすべ
ての人が警察に採用されるということ
ではございせんので、やはり従来の
特高関係その他の特別の事務に従事
いたしておりまして、現在の警察に迎
へることが適當でないといふ人は、た
い公職追放になつておりませんでも、
従来からこれを避けるという方針を立
てております。この点公職追放の解
除といふ問題は、また別個の問題で
ありまして、何らこの間には関係が
ございせん。

○立花委員 非常に一般的なお答えで
すが、もつと私も具体的に聞いてお
きたいと思ふのです。元の警察関係の
追放解除者、これを無條件で新しく國
警の増員あるいは自治警の方に採用な
さる方針かどうか、何らかの制限をお
つけになるかどうか、これを具体的に
聞かせておいていただきたい。

○大橋國務大臣 無條件ではないと存
じます。

○立花委員 何か条件をお考えかど
うか。

○齋藤(男)政府委員 そういふ者を新
たに採用しようとする考えは別にあり
ません。

○立花委員 大橋法務總裁は無條件で
はないとおつしやつたので、その条件
を聞いておるのですが、それでは齋藤
長官の御説明の全然採用する意思がな
いとおつしやられるのは、警察関係の
追放解除者は全然採用しないといふ條
件だといふことに解釈してよろしいで
すか。

○齋藤(昇)政府委員 採用しようとする意思がないということをお願いしております。條件は何も考へる必要はないと思ひます。

○立花委員 もう一つ念を押しておきたいと思ひますが、それでは今度増員なさる中には、元の持高関係あるいはその他の警察の方は一名も採用なさらない、採用なさつておつたとすれば、それは何かの間違いであるというふうな解釈していいのですか。と申しますのは、現在ですでに国警あるいは警視庁あたりには、元の持高関係が多数におりまして、何か二百何十名というふうな数字も私は聞いておるのです。そういう者がすでにおるということをお願いしておりますので、この際解除になつて出て参りました者が、警察法の改正、増員と同時に大量的に警察に流れ込んで、元の持高警察あるいは政治警察が実質的に復活するおそれが多分にあると思ひますので、これについて重大な関心があるのです。国警長官のお話では一人も採用しないというのであるから、したとすれば間違いであるというふうな解釈していいかどうか、念のためひとつ聞かせていただきます。

○齋藤(昇)政府委員 ただいまの御心配は御無用でございます。

○立花委員 御無用に願ひますとおつしやるのですが、では私が申しましたように、一人も採用しない、採用したのは間違いであるというふうな解釈しておきたいと思ひます。

それから私もマツカサーの書簡あるいは連合軍の總意といたしまして、日本の警察制度の改革の根本精神は、民主化と地方分権であるというふう

に考へておるのです。今回の改正案もその線はお守りになると思ひますが、一体その点はどうなりましようか。

○大橋國務大臣 お述べになりました通りであります。

○立花委員 ところがその点は大臣の説明の中にも、はつきり出ていないと思ひますので、今度各條文を改正されに申しまして、どの改正の條文で民主化と地方分権の精神をより改善されたのか、それをひとつ具体的に御指摘願ひたいと思ひます。

○大橋國務大臣 その点につきまして、先般門司委員の御質問並びに床次委員の御質問に対して詳しくお答え申してあります。

○立花委員 門司君がそれで納得したかどうか、私は知らないのですが、改正のどの條文を見ましても、現在の警察法よりも民主化され、より地方分権化されたというところは、一言も出て来ないのです。これはどうもおかしいと思ひます。門司君、床次君に御説明なさつたから略すと云われればそれまでですが、遺憾ながら私も今度の改正案で、民主化と地方分権の線をより進めた條文は一つも見当りません。反対に地方分権と民主化の線が逆行しておるという点が、特に顯著に目立つわけですね。この点大橋法務總裁が言われますように、改正案の各條項において、警察の民主化と地方分権のより一層の強化という点を、ほんとうにお考えになつた確信があるのかどうか、門司君、床次君に御説明なさつた一つでもいいから例をあげていただきたい。

○大橋國務大臣 先般門司君、床次君に御説明申し上げた通りであります。

○立花委員 そういたしますと、こちらから聞かなければいけなくなつて来るのです。一番顯著な例をとりましますと、自治体警察廃止の問題と知事の要求の問題ですが、自治体警察はどういう理由で廃止されるのか、この根本的な理由をお聞きしておきます。

○大橋國務大臣 これは先般お答え申し上げた通りであります。

○立花委員 自治体警察の廃止はどうも理由がわからないのです。自治体が自治体警察に対する費用の捻出等で十分な状態にある。それに対して政府はあくまで自治体が財政を確立するまでは、めんどろを見るべきであるというところが、はつきり連合国の總意としての改正案にも載つております。従つて地方の小さいところでは、自治体警察を財政の困難からあきらめようというものが、大きな理由になると思ふのですが、それはあくまで政府が補助すべきが建前でありまして、財政の困難を理由として、自治体警察に吸収するということをどういうふうにお考えになるのですか。

○大橋國務大臣 立花君のお述べになりましたところはまことに同感でございます。この点につきましても、先般門司委員の詳細なる御質問に対しまして、詳しくお答え申し上げた次第であります。

○立花委員 同感していただけるのであれば、自治体警察の廃止と国警への吸収というふうな條文は、これはやはりおやめになつた方がいいのではないかと、またこれを純粹理論的に公平にいたし

ますためには、この間自由党内部からも反対の意見が出て参り、川本君が反對しておりましたが、そういう理由で国警への編入の道を開くのであれば、組合警察の道を開くべきである。なぜ国警への道だけを開いて、組合警察への道を開かないのかという強い反對の意見が、自由党内部からも出ておりましたが、こゝろで片手落ちがありましたことは、さういふ申しました警察民主化と地方分権の原則を守る、それを強化する方向に改正するのだと言われまして、非常に相へたたる点はどういうふうにお考えになつておられますか。

○大橋國務大臣 自治体警察を住民投票によつて廃止する場合の道を開くこと、また府県知事の要求によりまして、国家地方警察が自治体警察の区域で活動する道を開く、これら二つのことは、いずれも警察の地方分権という趣旨を一層伸ばして行くという意味においてなされるものであるという事柄は、先般詳しく申し上げたところによつておくみと願ひたいと存じます。

○立花委員 自治体警察存置の問題で、住民投票という道を開くとすれば、なぜ組合警察への道を開きにならないのか、組合警察こそ国家警察よりもより民主的であり、より地方分権的であると思ふのですが、そのより地方分権的であり、より民主的である組合警察の道を閉ざしておいて、国家警察の道だけを閉ざしておける点に大橋法務總裁の言つておられることと、実際に提出しておられる法文との間に、大きな食い違いがあるといわざるを得ない。この点はなぜそういうふう

にされたのか。

○大橋國務大臣 この点は川本委員の御質問に対して、お答え申し上げた通りでございます。

○立花委員 知事の問題でございますが、一昨日總裁は知事は第三者であるというふうな言われたのですが、知事は第三者ではないと思ひますし、第三者として住民は知事に——たとい第三者といたしましても、住民は第三者にまかすべきものではないと思ひます。いわれる警察は中立的な第三者的な運用をやるべくつくられたものではございませんので、これはあくまでも人民の警察であり、民主警察でなければいけないわけでありまして、そのために公安委員が民主的に選ばれて、それが警察を掌握するという形になつておるのですが、なぜこの人民のための警察であり、民主警察の象徴である公安委員を無視したとされて、第三者とあなただけはおつしやつておられますか、第三者的なものに警察をなぜゆだねなければならないのか。しかも私も私が考えますときには、知事は決して第三者ではなくして、中央集権的な色彩を多分に現在に持つておるのですが、第三者としても私も問題はありますが、しかも実質的には第三者でない知事に、なぜ地方の公安委員会の最も民主的な、最も人民的な運営を抑圧するよ

うな方法、あるいは少くとも地方自治体の長の自主権を侵すような権限を知事にお与えになつたのか。これこそまさに警察の民主化と地方分権を頭から否定する考え方だと思ひます。これのどこにあなたが尊重されるという地方分権あるいは警察の民主化の線が出

ておるか、これを御説明願いたいと思
います。

○大橋國務大臣 警察の民主化のため
にどういふ理由によつて、知事の権限
が認められなければならないかという
問題につきましては、先般御説明を申
し上げたところでございます。ただい
ま立花君から当時の私の答へに關連し
て、いろいろ批判的な御意見を承つた
のでありますが、この点は意見の相違
に歸着するので、お答えをいたしまし
ては、先般申し上げましたところに
附加すべき事柄はございませんと存じ
ます。

○立花委員 前に答へた通り、答へた
通りと言われて話にならないのです
が、こういうふうな改正の重要な点と
とりましても、まづたゞ逆行しておる
わけなんです。これではいかに一般
に警察民主化と地方分権化を尊重す
ると言われましても、実際に進められ
た法案の全部が、こういうふうな実
際の民主化と地方分権化の方向に逆行
しておりますれば、私どもとしてはどう
しても納得することはできない。委員
会があくまでも慎重に審議するという
態度を貫いていただきたい。前に御説
明なさつたかも知れませんが、やはり
時間の許す限りでは、たゞし重複いた
しましても、質問するものとしたしま
しては、前に質問したものとは別の角
度から質問いたしておりますので、や
はり相當の御説明はいただきたいと思
います。現在のような状態では、どう
も十分な審議はできないと思ひますの
で、あとわずかの質問はとめておきた
いと思ひますが、最後に幹部教育とし
て警察大学などにおりますものは、定
員外にするということを言つておられ

るのですが、ではこれは警察官として
の職務には当たらないという意味にとつ
ていいものかどうか。聞くところによ
りますと、この間のメーデーでは、警
察大学への召集という形で、全国から
応援隊を動員なさつて一万名近くのも
のが、メーデーの労働者を包圍し、警
察官がメーデーをやつておるのか、労働
者がメーデーをやつておるのかわか
らないような状態になつておつたので
すが、これからは学校に入つており
ます警察官は、警察職員としての職
務——メーデーの警戒とかそういうこ
とは使わないという意味で定員外に
しておられるのか、これをひとつ聞い
ておきたい。

○齋藤(男)政府委員 先般のメーデー
の場合に警察大学の生徒を使用したと
いう報告は聞いておりません。しかし
ながら警察大学あるいは管区学校に入
つております警察官が、臨時に出動し
なければならぬという事態が起りま
した場合には、これは出動することは
あり得ると思ひますので、さう御承
知願いたいと思ひます。

○立花委員 齋藤國警長官は御答弁願
えますので、齋藤國警長官にお聞きし
たいのですが、知事に権限を持たした
ことの根本的な理由をいたしまして、
齋藤長官が前にこの席上で述べにな
りました現在の自治警あるいは自治体
の公安委員会が、まづたゞ腐敗と申し
ますか役に立たなくなつてゐる。これ
は東京都の三多摩に起りました麻薬取
締りの場合を引いて國警長官が申され
たのですが、その場合は実際上は麻薬
は出なかつたということ、まづたゞ
見込み違ひだつたということになつて
おります。ああいうふうな自治警が役

に立たない、また公安委員会がまづた
く役に立たない、地方の住民の圧力で
無警察状態と申しますか、開放地区が
できているという言葉でおつしやられ
たのですが、こういう建前から、こう
いう事実に基づきまして、知事にこうい
う権限を持たせたらどうかというので
すが、さうでありますと、全国にこう
いう實際開放地区的な、もう警察署長
あるいは公安委員会がどうも手に負え
ないというところが實際でござるおる
のかどうか、これをひとつ齋藤長官か
らお答え願ひたいと思ひます。

○齋藤(男)政府委員 前にも説明して
おりました通り、何らかの理由で万
一重大な治安の要請にこたへられないと
いうような場合の規定であります。こ
れは万が一をおもひつかつての規定であ
りますから、現在さうなことが生じ
てゐるとは考へておりません。

○立花委員 しかしあの麻薬の場合の
例は、確かに長官はその事実があつた
と署長の軟禁云々のお話までなさつた
わけでありまして、決して万一でなく
て事実あつたことを証言されたのです
が、全国的にさういふ例がたゞさんあ
るのか、さういふ例が全然なくして、
まづたゞ万一を予想されて、こういう
ものをおつくりになつたのか。

○齋藤(男)政府委員 あり得るという
ことは考へなければならぬと思つてお
ります。

○立花委員 どういふ事実に基づいて、
あり得るということを考へなければなら
ぬのか。

○齋藤(男)政府委員 それは前にも申
し上げた通りであります。

○立花委員 どちらも話になりません

が、もう一つ警視庁の問題と合せまし
て聞いておきたいのですが、東京の警
視庁は何か條例によりまして、公安委
員の権限が警視總監に委任されてお
る。さうなつて参りますと、この法案
によりまして、警視總監が東京都知事
に勤告いたしまして、國警が警視庁管
轄に入つて来るのが可能になるわけ
であります。さうなつて参りますと、
かつて戦時中警視總監が持つておりま
した軍隊出動の要請と同じような権限
を警視總監が持つて来るわけなんです
が、警視庁と國警との対立、大橋・齋
藤ラインと田中・鈴木ラインとの対立
は、これは申どもよく知つております
が、國民も知つておりますが、この対
立が何か妥協点に達したということ
を聞いてゐるのですが、知事にこうい
う権限を持たせるといふことによつて、
その対立が解消されたとも受取れるの
ですが、一体この点はどういふふう
に妥協がついたのか。この間鈴木警視
總監がこへ参られまして、公聴会の席
上で何か國警と自治警との間に了解
できたと言つておるのですが、どうい
う了解事項ができたのですか、御発表
願ひたい。

○齋藤(男)政府委員 別段御心配にな
るような対立のような事実はございま
せん。また了解事項というやうなこと
は何をさすのか存じませんが、この警
察法を提案することについて、完全に
了解したということをおししたと思
ひます。

○立花委員 しかしこれは鈴木警視總監
は個人として申されたのではなく
て、ここに公聴会の公述人としてお立
ちになつて、國警と自治警との間に了
解ができたというふうな言つておられ

るのですが、これは非常に責任のある
御答弁だと思ひるので、國警長官とし
ての責任者であるあなたが御存じない
といふことは了解できない。さういふこ
とはやはり秘密になさらずに発表して
いただきたい。

それからいざ申し上げました東
京の警視總監の権限の問題ですが、こ
の法案によりまして、實質上は東京の
警視總監が國警に要請して、國警を都
内に入れるということが可能になつて
来ると思ひます。さういふことはな
いのかどうか。これは東京都民にとり
ましては重大な問題なのであります。
自分たちの経費によりまして、自分た
ちの警察を持つておりますところへ、
警視總監が単に独断的に要請いたしま
すと、さう國警が動員されて都内に入
つて来る、もちろんその場合は國警は
國警独自の職権を執行し得るといふこ
とになるわけですが、その点について
の御説明を願ひたい。

○大橋國務大臣 國警と自治警の間に
おきまして、いろいろ警察法の改正案
の内容として伝えられたいろいろな事
項について、その解釈あるいは將來の
運用について、考へ方のいろいろ食ひ
違ひがあるといふことがありまして、
その間両者の間でいろいろ話し合ひが
進んだ、さうして今回の案につきま
しては、両者ともこれは適切な改正であ
る、また急速にこれは実施することが
適當であらうといふやうな完全な了解
があつたといふことを、私どもは聞い
ております。それからもう一つ警視總監
の要請によつて、國家地方警察が都
内に入るということでございますが、
それは警視總監の権限ではござい
ません。この國家地方警察に対する要

請は、あくまでも東京都知事にこの規定によつて与えられているわけであり、その都知事が要請をするにあつて、情報として警視總監からいろいろと情勢を聞く場合もありましよう、あるいは東京都の公安委員長から聞く場合もありましよう。他のいろいろな機関から聞く場合もありましよう。それはこの法律の関係外のことです、事実上の問題であります。

○立花委員 公安委員会が勧告することができて、勧告に基いて知事は要求をすることができるといふことになつておる。ところが東京の公安委員会は警視總監に権限を委任しておりますので、警視總監が知事に対して勧告をすることができるといふことになつておる。実質上は警視總監が都内に国警を導き入れることができる。そういうことになるわけであり、これを聞きし得るわけなんですか、そういうことは起り得るかどうか、それをお聞きしてゐるのです。

○大橋国務大臣 この点は立花さんにもよつと誤解があると思ひます。東京都には東京都の公安委員会というものと、東京都特別区公安委員会というものと、東京都特別区公安委員会の付属機関になつております。東京都公安委員会というものは、東京都におきまする国家地方警察の機関といふことになつておる。これがその権限を自治体警察の機関でありまする警視總監に委任するといふようなことはあり得ないことである。また事実上そういうことはございせん。

○立花委員 もう二、三聞いておきた

いのですが、警察の強化と申されるのですが、私ども人民の立場から見ますと、警察は非常に強力である。さいぜんと申しましたように、メーデーにも一万人くらい動員されているので警察は人民にとりましては、まことに強力なものである。だれのために強力にするか。警察はこれ以上強力になつてもらう必要はないと人民は考へておるのです。だれのために強力にするかといふことが問題だらうと思ひます。が、やはりだれのために強力にするか、はつきり現れておりますのは、公安委員の住所変更の問題です。公安委員がたといふ町村にいたくても、同一府県にさへおれば公安委員の職はやめなくてもいいといふことになつておる。これはやはり少しおかしいのではないか。公安委員はどういたしまして、その居住地区町村の代表であり、町村の民意の代表でなければいけないのですが、それが町村にない場合に、町村の情勢もわからないのに、やはり公安委員としての重大な職にあるといふことは、これはおかしいと思ひます。これは警察の強化が、地方の住民のために行われるのではなく、むしろ住民を抑えつけるために、公安委員会が住民の意思から離れて外におぼし得るといふふうにも考へられるのですが、これは一体なぜこの同じ町村にいたくとも、その権限を与えておるのか、その理由を御説明願ひたい。

○大橋国務大臣 警察の強化はだれのために必要かという御質問でございませうが、これは国家、国民のために必要なのでありまして、警察力の強化につましましては、おのずから国民諸君の間に輿論として要請がある、こゝ私に考へておられます。

それから公安委員の問題でございませうが、この点もせつかく立花君の御意見でございませうが、根本的な誤解に基いたもので、今回の改正案におきまして、公安委員が町村の住居を移しましたところ、同一都道府県内におる間はかわらないといふのは、これは都道府県の公安委員について申し上げておるわけで、それについての規定であります。従つて都道府県の公安委員であります以上は、たとい従来の住所が町村としてかわりましても、都道府県内におることはかわらないのであるから、従つて都道府県の公安委員としての地位を保持させよう、こういう趣旨であります。市町村の公安委員につきましては、さような改正を行う趣旨ではございせん。この点は何か誤解があつたと思ひます。

○立花委員 市町村の公安委員は、市町村から離れば公安委員の職をやめなければならぬのです。

それから北海道の公安委員の場合ですが、北海道の公安委員会をなせ一挙に十四増設するのといふことですが、北海道で民主勢力の知事が立ちまゐり、北海道の治安が特に危惧を感じられるといふような建前から、北海道の公安委員会を、十四に分割なさるといふお考えのようが、聞くところによりますと、北海道開発法案というやうなもの、結局民主勢力の力に對しまして、別の法案による北海道の開発の権威機関をつくらうといふ考え方があつたに聞いておりますが、そういう意味で、そういう考え方を並行いた

しまして、北海道の公安委員会を多数分割につくり上げるといふお考えなのか。北海道の問題と関連いたしまして、北海道に警察学校を特におつくりになる意向らしいのですが、増設された国家警察を特に重点的に北海道に配置なさるおつもりがあるのかどうか、これをひとつ聞いておきたいと思ひます。

○大橋国務大臣 最初の御質問について、私からお答え申し上げますが、実は北海道は警察の關係から申しますと、従来の内地の都府県とは違つた扱いになつておつたのであります。と申しますのは、内地の都府県におきましては、数府県を管轄いたします管区本部といふものがございまして、その警察隊といふものを置いておつたわけでありまして、ところが北海道につきましては、従来の警察法によりまして、北海道だけを管轄する一つの管区本部といふものを設け、そうしてその中に十四以内の警察隊を置く、こういうことになつております。従ひまして内地におきましては、数府県にまたがつて管轄するところの管区本部といふものが、北海道においては、北海道だけを管轄するために置いてあつたわけでありまして、そうして警察隊は、内地におきましては、各都府県に一つずつしかないので、北海道だけは十四以内置くことになつております。現実には五つ置いてあるわけでございます。

ところでこれに並行的に置いてありますところの公安委員会はどういふあんばいになつておるか申しますと、内地におきましては、管区本部に對応いたします公安委員会というものはございせん。そうして各都府地の警察隊ごとに、一つの都府県公安委員会といふものが設けられておるわけでありまして、各都府県の公安委員会はそれぞれ一つの警察隊の運営管理をやつてゐるという仕組みになつております。ところが、北海道につきましては、管区本部に對する公安委員会が一つしかないので、従つて各警察隊に對する公安委員会がない。こうして公安委員会だけが内地に比べまして、一段上の機関に上つてゐる。これは実は北海道に多数の警察隊を設けた趣旨から考へまして、やはり警察民主化といふ建前からしますと、内地と同様に各隊ごとに一つずつの公安委員会があり、そしてそれが各隊の運営管理を管轄するといふふうな建前が、一府公安委員会による警察の統制を可能にいたします。そこでそういうふうにして、できるだけ内地と同様の制度にいたしたい、こういう趣旨で今回の改正案をお願いいたすに至つたわけでありませう。このことは別に北海道の知事がどういふことといふことは、全然關係のない事柄でございまして、知事の権限はこれによつて何ら縮小するものでなく、むしろ今まで一つしかなくつた北海道の公安委員会というものが、各隊ごとに設けられる。すなわち五つ設けられることに相なりまするから、公安委員会がふえただけ、それだけ知事の権限が拡張されるということになるわけでありませう。

○立花委員 内地と同様にするとおつしやれませんが、内地とは同様にならないのではないかと。現在の方が内地と同様じやないか。内地は今度は自治体ごとに公安委員会があるわけでありま

す。だから内地と同様であるとすれば、北海道という自治体に一つの公安委員がなければならぬので、同じ自治体の中に、十も十五も公安委員会ができるという事は北海道だけは内地とまったく違つた形にするということになる。この点で何か大綱法務總裁のお考え違ひがあるのではないか。自治体の一つの公安委員会があるという事が内地と同じ建前になるので、同じ北海道という自治体の中に、十四も公安委員会ができては、統一に弱いと思うのですが、何か別に十四の公安委員会を統一する機関をおつくりになるお考えがあるのかどうか。

○大綱國務大臣 公安委員会というものは、それ／＼自主的に権限を持つておりまして、他の機関がこれを統一しないというところに警察民主化の特徴があるわけでありまして、これを統一するといふ考えは全然ございせん。これは各縣ごとに公安委員会を設けるといふことが警察民主化という建前からいつて適當である、こういうふうにかへたからであります。

○立花委員 やはり建前といたしまして、自治体の民主的な行政組織なので、自治体一つであればやはり公安委員会も一つである、一本であるといふ方が、私は妥當じやないかと思ひます。その意味で数年間北海道には一本の公安委員会がやつて來られたのだらうと思ふ。それが突如としてこうなりますのは不可解です、十四もある公安委員会がどうして統一されるかといふことも、やはり相當問題だらうと思ひます。これはやはり深くお考え願ひたいと思ふ。

つだけ聞いておきます。國家地方警察の自治体警察に対する援助の問題ですが、援助の範圍が、質的に量的にもはつきりしてないわけなんです、公安委員会の要求さえあれば、國家警察は自治体警察に對して、常任不斷にでも援助し得るのかどうか。しかもこれは警察官だけではなく、警察職員となつておりまして、警察官以外の職員の援助も含まれておると思うのであります、國家警察の職員が常任的に自治体警察の応援をすることができるとか、これをひとつ聞かしていただきたくと思ひます。

○大綱國務大臣 これは常任的といふやうなものは考へないのであります、ある特定の事業といふものについでの出動といふ考へ方でありまして、それから職員といふもの、これは警察官だけではございせん。警察官以外の職員もありまして、たとえば通信關係の職員とか、あるいは鑑識關係の職員といふものもあります。こういうものについてやはり必要があると思ひます、ひとり警察官だけに限らず、広く職員といふした次第であります。

○前尾委員 それでは午前中の會議はこの程度にいたしまして、午後二時から再開いたします。

午後一時一分休憩

午後三時五分開議

○前尾委員 それでは再開いたします。警察法の一部を改正する法律案の質疑を續行する前に、まず去る十七日予備審査のため、當委員会に付託になりました、地方公務員法の制定に伴う關係法律の整理に関する法律案、内閣提出

出第六十七号を議題として、政府より提案理由の説明を聴取いたします。小野政務次官。

地方公務員法の制定に伴う關係法律の整理に関する法律案
地方公務員法の制定に伴う關係法律の整理に関する法律

（地方自治法の一部改正）
第一條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次第二編第六章中「第十一節書記長及び書記を」第十一節議會の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員」に改める。

第十一條中「公職選挙法」の下に（昭和二十五年法律第百号）を加える。

第九十二條第二項中「有給の職員」を「常勤の職員」に改める。

「第十一節 議會の事務局及び事務局長、書記長及び書記を」を「第十一節 議會の事務局及び事務局長、書記長、書記その他の職員」に改める。

第三百三十八條第三項中「事務局長及び書記を」事務局長、書記その他の職員」に改める。

同條第四項中「書記長及び書記を」書記長、書記その他の職員」に改める。

同條第五項を次のように改める。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
同條同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
同條同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
同條同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
同條同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
同條同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
同條同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
同條同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
同條同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
同條同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
同條同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
同條同項の次に次の一項を加える。

事務局長、書記長、書記その他の職員は、議長がこれを任免する。
同條同項の次に次の一項を加える。

法の定めるところによる。
第七十五條第二項中「吏員」を「吏員その他の職員」に改める。
第九十一條中「書記を」書記その他の職員」に改める。
第九十二條を次のように改める。

第九十二條 第五十條の規定は、選挙管理委員会にこれを準用する。
第九十三條を次のように改める。

第九十三條 第二百二十七條第二項、第二百四十一條第一項、第四百二十二條及び第六十六條第一項の規定は選挙管理委員会に、第四百五十三條第一項、第五百四十四條及び第五百五十九條の規定は選挙管理委員会の委員長に、第七十二條第二項及び第四項の規定は選挙管理委員会の書記その他の職員にこれを準用する。
第九十六條第二項中「有給の職員」を「常勤の職員」に改める。
第二百條中「書記を」書記その他の職員」に改める。

第二百一條中「第六十六條第一項及び第九十二條」及び「第六十六條第一項」に「書記」を「書記その他の職員」に改める。
第二百四條第一項中「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより」を削り、「（専門委員を除く。）」を（「非常勤の者を除く。）」に、「事務局長、書記長及び書記を」事務局長、書記長、書記その他の職員」に、「選挙管理委員会の書記」を「選挙管理委員会の書記その他の職員」に改める。

第二百一條中「第六十六條第一項及び第九十二條」及び「第六十六條第一項」に「書記」を「書記その他の職員」に改める。
第二百四條第一項中「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより」を削り、「（専門委員を除く。）」を（「非常勤の者を除く。）」に、「事務局長、書記長及び書記を」事務局長、書記長、書記その他の職員」に、「選挙管理委員会の書記」を「選挙管理委員会の書記その他の職員」に改める。

第二百一條中「第六十六條第一項及び第九十二條」及び「第六十六條第一項」に「書記」を「書記その他の職員」に改める。
第二百四條第一項中「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより」を削り、「（専門委員を除く。）」を（「非常勤の者を除く。）」に、「事務局長、書記長及び書記を」事務局長、書記長、書記その他の職員」に、「選挙管理委員会の書記」を「選挙管理委員会の書記その他の職員」に改める。

第二百一條中「第六十六條第一項及び第九十二條」及び「第六十六條第一項」に「書記」を「書記その他の職員」に改める。
第二百四條第一項中「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより」を削り、「（専門委員を除く。）」を（「非常勤の者を除く。）」に、「事務局長、書記長及び書記を」事務局長、書記長、書記その他の職員」に、「選挙管理委員会の書記」を「選挙管理委員会の書記その他の職員」に改める。

第二百一條中「第六十六條第一項及び第九十二條」及び「第六十六條第一項」に「書記」を「書記その他の職員」に改める。
第二百四條第一項中「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより」を削り、「（専門委員を除く。）」を（「非常勤の者を除く。）」に、「事務局長、書記長及び書記を」事務局長、書記長、書記その他の職員」に、「選挙管理委員会の書記」を「選挙管理委員会の書記その他の職員」に改める。

第二百一條中「第六十六條第一項及び第九十二條」及び「第六十六條第一項」に「書記」を「書記その他の職員」に改める。
第二百四條第一項中「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより」を削り、「（専門委員を除く。）」を（「非常勤の者を除く。）」に、「事務局長、書記長及び書記を」事務局長、書記長、書記その他の職員」に、「選挙管理委員会の書記」を「選挙管理委員会の書記その他の職員」に改める。

第二百一條中「第六十六條第一項及び第九十二條」及び「第六十六條第一項」に「書記」を「書記その他の職員」に改める。
第二百四條第一項中「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより」を削り、「（専門委員を除く。）」を（「非常勤の者を除く。）」に、「事務局長、書記長及び書記を」事務局長、書記長、書記その他の職員」に、「選挙管理委員会の書記」を「選挙管理委員会の書記その他の職員」に改める。

第二百一條中「第六十六條第一項及び第九十二條」及び「第六十六條第一項」に「書記」を「書記その他の職員」に改める。
第二百四條第一項中「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより」を削り、「（専門委員を除く。）」を（「非常勤の者を除く。）」に、「事務局長、書記長及び書記を」事務局長、書記長、書記その他の職員」に、「選挙管理委員会の書記」を「選挙管理委員会の書記その他の職員」に改める。

職員に、「監査委員の事務を補助する書記」を監査委員の事務を補助する書記その他の職員に改める。

第二百五條中「別に普通地方公共団体の職員に關して規定する法律の定めるところにより、」を削り、「退職料、退職給與金、死亡給與金又は遺族扶助料」を「退職年金又は退職一時金」に改める。

第二百六條第一項中「異議のある関係人は」の下に「法律に特別の定めがある場合を除く外」を加える。

第二百七十五條第一項中「必要な吏員」を「吏員その他の職員」に改める。

同條第二項中「吏員」を「職員」に改める。

附則第一條第二項を削る。

(警察法の一部改正)
第二條 警察法(昭和二十二年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「有給吏員」を「常勤の職員」に改める。

同條第二項中「国家公務員法第三章第七節」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三章第六節」に、同項但書中「同法第三章第三條及び第四條」を「同法第三十八條第一項」に改める。

第四十七條中「條例に従い、」を削る。

第五十條第一項本文中「国家公務員法の精神に則り、市町村條例でこれを定める。」を「地方公務員法の定めるところによる。」に改める。

同條第二項中「宣誓、」を削る。

(教育委員会法の一部改正)
第三條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項中「指導主事並びに」を「指導主事」に改め、「技術職員」の下に「その他の職員」を加える。

第四十九條中第五号及び第七号を削り、第六号を第五号とし、第八号を第六号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

第六十六條第一項及び第二項中「事務職員及び技術職員」を「事務職員、技術職員及びその他の職員」に改める。

第六十七條第一項中「事務職員及び技術職員」を「事務職員、技術職員及びその他の職員」に改める。

同條第二項中「服務」の下に「給與」を「教育公務員特例法」の下に「(昭和二十四年法律第一号)」を加え、「別に地方公共団体の職員に關して規定する法律」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)」に改める。

第六十八條を次のように改める。

(教育長等の給與)
第六十八條 地方自治法第二百四條から第二百六條までの規定は前條第二項に規定する職員で常勤のものに、同法第二百三條及び第二百六條の規定は前條第二項に規定する職員で非常勤のものに、これを準用する。

第八十一條本文中「第六十七

條第二項及び第六十八條第一項に規定する別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでは、」を「地方公務員法の当該規定が施行されるまでは、」に、「これらの項」を「第六十七條第二項及び第六十八條」に改める。

(労働組合法の一部改正)
第四條 労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第五條 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項第三号中「議会の書記長」を「議会の事務局長若しくは書記長」に改める。

同條同項に次の一号を加える。

七 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十五條第一項及び第四項に規定する事務職員

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の地方自治法第九十二條第二項の規定(同法第二百九十二條及び第二百九十六條第三項において準用する場合を含む。)及び第二百四十一條第二項の規定(同法第二百六十六條第二項、第二百六十八條第六項、第二百九十二條及び第二百九十六條第三項において準用する場合を含む。)施行の際現に地方

公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長と常勤の職員とを兼ねている者については、これらの規定は、その現に兼ねている職に限り適用しない。この法律施行の際現に公職選挙法第九十五條第二項又は第九十八條第二項の規定の適用を受ける得票者についても、また、同様とする。

○小野(哲)政府委員 ただいま議題となりました地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に關する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知の通り、第九国会において、地方公務員の身分取扱いに關する基本法である地方公務員法が成立いたしましたので、これに伴い関係法律に所要の整理を加える必要が生じて参つたのであります。このうち消防組織法については、すでに改正を見ているのであります。すなわち、教育公務員特例法については、目下国会において審議中であります。従つて今回は消防組織法及び教育公務員特例法以外の関係法律、すなわち地方自治法、警察法、教育委員会法、労働組合法、及び恩給法の一部を改正する法律について、規定の整備を行おうとするものであります。以下法案の主要な点について御説明いたします。

第一に地方自治法についてであります。同法は地方公共団体の長その他の執行機関の補助機関たる職員及び議会の職員のうち、吏員または書記等のごとく、いわゆる公法上の任命行為に基づくものに関し、その規定し、雇用人等のごとくいわゆる私法上の雇用契約に基づくものに関し、何ら規定する

ところがなかつたのであります。地方公務員法におきましては、統一的な地方公務員制度の確立という建前に基き、吏員または書記等と雇用人との区別を際することとせられておりますので、これに對照せしめるため、所要の規定を設けることいたしました。なお同様の趣旨から地方公共団体の長、議会の議員の兼職制限の範囲につきましても、有給の職員を常勤の職員と改め、常勤の雇用人をもつてその対象とする

ことにいたしましたのであります。次に地方公務員法の制定を予想して、暫定的に設けられた規定を整理するとともに、地方公務員法と地方自治法との関係を明確にいたすため、字句の整理を行うことといたしました。

第二に警察法についてであります。が、都道府県公安委員会及び市町村公安委員会の委員の兼職禁止の範囲につきましても、地方自治法の場合と同様、有給吏員を常勤の職員と改めることにいたしますとともに、自治体警察職員の身分取扱いが、地方公務員法の適用を受けることになりましたに伴い、字句の整理その他所要の改正を加えることにいたしました。

第三に教育委員会法についてであります。同法は従来教育委員会及び学校その他の教育機関の職員のうち、雇用人についてはその職の設置、定数及び身分取扱いについて規定を欠いておりましたので、これらについても所要

の規定を設けることにいたしますととも、若干の字句の整理をすることにいたしました。

次に労働組合法についてであります。が、一般職たる地方公務員に關して労働組合法の適用を排除し、警察職員及び消防職員の職員団体の結成及び加入を禁止する地方公務員法の制定に伴い、警察吏員及び消防吏員が労働組合を結成し、及びこれらに加入することを禁止する同法第四條の規定は不要となりまして、これを削除することにいたしました。

最後に恩給法の一部を改正する法律についてであります。が、地方公務員法の制定施行により、人事委員会または公平委員会が設置されることとなりますので、これらの事務職員のうち、都道府県及び特別区の事務職員については、地方自治法施行に伴う恩給継続の特例を認めることにいたしました。

以上が本法案の提案理由及び内容の概要であります。が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御議決あらんことをお願いいたします。

○前尾委員長 それでは本案に対する質疑を許します。門司亮君。

○門司委員 この機会に聞いておきたいと思ひますが、地方公務員法の制定に伴つて、必然的に公営企業並びにその他の関係法案が、今国会に提案されるものとわれ／＼は考へておりました。が、これの提案を見ておりません。これを提案されなかつた理由はどういう理由であるか、あるいは政府においては立案がどの程度まで進んでおるか、この機会に具体的に内容を承つておきたいと思ひます。

○小野(哲)政府委員 お答えいたします。

す。御承知のように地方公務員法が第九国会で成立いたしましたのであります。それ以来政府におきましては地方自治庁を中心として、同法の施行事務と並行いたしました。地方公営企業関係につきましても、法律案の立案に鋭意努力して参つたのであります。しかしながら何分にも一口に地方公営企業と申しましても、その規模、経営形態等が千差万別でありまして、単一の形態をとつておるものがほとんどなく、のみならず、企業と申しますからには、かねて御説明をいたしましたように、収益主義、独立採算制を建前としなければならぬのであります。が、同時に公営企業の本質から申しましても、公益性を考慮しなければならぬ。このように考へられております。法律案の對象である地方公営企業そのものの性格が複雑であります上に、かつまた多岐にわたつております。ために、これらの組織、財務及び職員の身分取扱いにつきましては、統一的規制を設けようとするこの法律案の立案も、技術的に非常に、多くの困難を乗り越えて参らなければならぬというふうな状態でございまして、本案の成案を得るためには慎重な配慮が必要となつて来るのであります。従つて成案を得るために鋭意努力はしておるものであります。が、同法案の提案が実はこの国会に間に合なかつたことを、一つの理由として申し上げたいのであります。さらに公営企業の組織、財務及び職員の身分取扱いをおもな内容といふまでもございまして、けれども、これらの事項はそれ／＼密接不可分の関連を持しますとともに、そのよつて立つところの原則につきましても、相当調整を要するものがあるわけでございます。

す。この点に留意いたしました結果、地方公営企業に關する法律案の取扱いにつきましても、これを二本建にする、すなわち地方公営企業法案と申しますが、これが一つ、地方公営企業労働関係法案と申しますか、これが一つ、二本建のものとしたしまして、これを提案したいというに相なりまして、結果、前者、すなわち地方公営企業法案につきましては地方自治庁が中心となり、また地方公営企業労働関係法案につきましては、労働省が主としてその立案に當り、相互においてこの間にできるだけ連絡を密にとりまして、技術的な調整をいたして参りたい、かような考へ方で進んでおつたのであります。が、今国会に提案することは、いまだ最終的な結論を得ることができないという状態がその二でございます。

次に申し上げておきたいことは、単純労働者特例法案と申しますか、これとの関係であります。単純労働者につきましては、別途地方公務員法に対する特例を規定することとしたしております。これに關してもできれば公営企業職員に關する法案と同時に提案をいたしたい、こういう考へ方のもとに慎重に研究を進めておるわけでありまして、国家公務員である単純労働者の取扱いとの関連もありまして、また成案を得るに至つておらない、かような状況でございまして。

以上申し上げ述べましたような経過なり理由によりまして、遺憾ながら今期国会には同法案を提案するに至らなかつた、かような次第でありますので、御了承をお願いいたします。

○門司委員 そうするとこれは大体いつごろ政府として成案を得られる見込みでありますか、その点をもう一つ伺いたしたいと思います。

○小野(哲)政府委員 目下政府部内におきまして、技術的な調整等に努力をいたしておりますので、その見通しがつき次第、できるだけ早い機会に提案をいたしたい、かように考へております。

○門司委員 これらの法案は、すでに地方公務員法が出ておりますので、これの取扱いの上にもいろいろな支障とまでは申し上げなくても、関係を持つておる地方公務員にとつては、きわめて重大な関係を持つ法案であります。ので、もし政府でこれの立案をされておられます過程において、内容の発表等が得る段階まで達しておるものがあるとしたしますならば、この際草案だけでも文章になつておれば文章でひとつ出していただきたいし、また構想がおわかりでありますならば、構想だけでもお話を願えれば幸いです。

○小野(哲)政府委員 門司さんの御質問はまことにこもつともでありまして、できれば草案のごときものにつきまして、内容の説明をいたしたいと思ひますが、御承知のごとく地方公営企業に關しましては、組織、財務及びその職員の身分取扱い等が、一体として考へられなければなりません。従つて、いまだ成案を得るに至らない部分もございまして、こゝでその内容について申し上げるという段階には、実はまだ達してないのた、まことに遺憾に存する次第で、できるだけ急ぎまして、お話し上げる

ような時期に至りましたならば、草案についても事前に御説明をいたしたい、かように心がけておる次第でございます。

○門司委員 次に今提案されております法律案の内容と、ちよつとかけ離れた問題であります。が、これはできるだけ大臣がおいでになれば、大臣に御聞きしたいのですが、大臣は、この会期中にここにおいでになる見通しがつきませんので、一応次官に御聞きいたしておきたいと思ひます。

かつての新聞情報その他を見ますと、総理大臣初め政府の閣僚が、地方の演説会等の話に、地方の庁と中央とのつながりが円満でない、財政その他の関係で非常に都合の悪いことがあつた、新聞にしば／＼書かれておる。われ／＼はこういうことがあつてはならないと思ひます。またあるべき道理もないと考へておるのであります。が、新聞で伝えられることが事実といたしますならば、地方の行政をあずかつておいでになる自治庁としては、そういうことが一体自治庁として考へられるかどうか。平たく申し上げると、時の内閣に連なる知事であれば、たとへば平衡交付金が少くなるとか、あるいは補助金その他が非常に少くなるというようなことが、露骨に言われておるとわれ／＼は聞いておるのであります。が、これは当面の地方の公共団体に対する政府としての責任をお持ちになつておる自治庁として、そういう言葉が一体肯定できるのかどうか、この点をほつきりしておいていただきたい。

○小野(哲)政府委員 そういふような

ことを話をいたしました人たちは、直接聞いておらないので、従つて的確なことをこの問題に關しては申し上げられないと思ひますが、ただ自治庁という立場で、地方財政委員会と協力して地方の自治行政並びに財政の問題を取扱つておるもの立場としてのお答えを申し上げておきたいと思ひます。中央の政令と申しますか、それと同じ系統の政令に属さなければならぬ行かない云々のお話でございすが、私も日常地方自治行政、財政を相當するものとしたしましては、要はその地方公共団体の運営が適正に行われるための行政あるいは財政の問題を取扱つておるという点にかながみまして、自治庁自体といたしましては、必ずしもただいま御指摘になりましたような考え方にとらわれることなく、日常の事務を取扱つておる、かように申し上げておきたいと存じます。

○司委員 これは問題になりますのは、はつきりしておきませんが、四月三十日附の朝日新聞にそう書いてあるのではありません。これは総理大臣の岡山における言葉で、ごく簡単でありますから一節だけ読みますが、その旅行先の岡山で「わが党が三十日の知事選挙で圧倒的勝利を得る」理由として吉田首相が「過去四年間の経験から、政府与党所属の知事でない、中央との交渉が難しいことが明らかになつてゐるからだ」と語つたさうだ、そう書いてあります。そういたしますと、地方自治体と政府との關係が、ことに国民の税金でまかなわれておりますすべての補助金あるいは交付金というものが、政府に直接つながつた知事あるいは市長でなければ十分にこれが支給さ

れないという裏書をされることを、総理大臣自身がお話されたということが新聞に書いてあるのではありません。これは総理大臣ばかりではございせん。最近に至る所です。いろいろな話で満足のあります。小野さんの答弁で満足するわけには参りません。いづれ地方財政委員会の人たちにもおいでを願ひまして、このことはよく聞かなければならぬと考えております。少くとも地方の自治体を指導し、監督する地方自治庁といたしましては、もう少しはつきり、絶対にこゝろが、あるとかな

いかうかと思ひます。私はおそれく自治庁としてそういうことがあるのであるが、しかし内閣のしかも首班であります。総理大臣がごういふ言葉を、使われ、あるいは大蔵大臣もときどき、こゝろを言われたといふことをわれわれは聞いておる。そうなつて参りますと、地方の住民の意思というものは選挙のたびにかなり大きく曲げられて来る。従つて政府は一つの権力を持つてあるいは地位を十分に利用して、そして住民の意思というものを曲げた選挙を行はせようといふことになりはしないかと思ひます。この際さういふことが絶対にあるとかないかいといふことを、もう一応お聞かせ願ひたいと思ひます。

○小野(警)政府委員 新聞の文言につきましては、その真否のほどは私何とも申し上げかねるわけでございます。これは別といたしまして、先ほど申しましたように、地方自治庁なり地方財政委員会なりにおきましては、

それ、の關係地方公共団体の資料に基きまして、事柄の性質上できるだけ公正な処置をいたしたい、かような心がけてもつていたしてありますことを申し上げておきたいと思ひます。

○前委員 本日は一応この程度にいたします。

○前委員 これより警察法の一部を改正する法律案を議題といたして質疑を続行いたします。大石ヨシエ君。

○大石(三)委員 警察法の一部を改正する法律案によりますと、「都道府県警察長」を「隊長」と改める。とありますが、私たちは隊長という言葉を聞くことが、なせこんな軍国主義調の隊長という名前前に改められたのか。これはちよつと非民主的だと思ふのですが、いかがですか。

○前委員(警)政府委員 この点は現在の警察法を施行いたします際に、さらに詳細な規定を、国家公安委員会を設けたのでありますが、その際関係方面からの強い示唆によりまして、府県の警察長——法律は警察長となつておりますが、これは隊長という名称が適當であらうといふことでありましたので、われわれの方もしいて固持する必要もなからうと思ひまして、その名称を使つておるのでございます。ところが法律上は警察長となつておりますが、事実上は警察隊長と呼んでおりますのは、いかにも煩しくありますので、事実上合致せたいと思ひましたので、書いて申しますならば、警察法にもありますように三万を下らな

りまして、国家地方警察を一本とめにして申します際には警察隊々々というように呼んでおるのであります。府県におきまして、府県警察の一番のヘッド、府県の警察隊長、これが警察長であります。自治体の警察長とも非常にまぎらわしくなりますので、何々府県警察長と申しますと、その府県の自治體、國體を含めたいわゆる警察の長というふうな場合にも当りますし、また府県の警察本部の長だけでなく、警察署その他一切を含めた国家地方警察の警察隊長といたした次第でございす。別段深い意味はございません。

○大石(三)委員 それではそんなに深い意味があつて隊長という名をつけたらなかつたのだとすれば、これはかえつていただくわけに行かないのですか。私たちこの隊長という言葉を聞くとき、軍国主義的な精神でぞつとするのです。私が一番きらいなことを言つと、実は警察という言葉が一番きらいなんです。これは私一人だけではなく、おそらく日本の大衆は警察というものに対しては、一つの憎悪を持つておると思ふのです。それにまた軍国主義調の隊長という名前をつけると、やはり名は体を表わすものですから、非常に形式的ではあるけれども、こゝろ軍国主義調の隊長というふうな言葉は改めてほしいと思ひます。どういふふうにお考えでございすか。

○前委員(警)政府委員 しいて名称でありますから、固執する意図は毛頭ないものであります。ただ国家地方警察は、機動性を持つた一つの警察隊というより、さういふ名称をすでに三箇年事

上使つておるわけでありす。従ひましてただ隊長といふと、今大石委員のおつしやるような感じも思ひますけれども、まあ警察隊長、こゝろ呼んでいただけ、そこにまたかわつた感じも出て来るのではないかと思ひます。

○大石(三)委員 それから五千人を、何ゆゑにそんなに増員する必要があるのですか。だれかお聞きになつたと思ふのですが、私休んでおりましたので、もう一度お聞きしたいと思ひます。

○前委員(警)政府委員 現在国家地方警察は三万の警察官を持つておりますが、實際管区学校、警察大学に常時入学してあります者が約五千ございす。従つて実際は二万五千といふことと存じます。この状況によりまして、国家地方警察の警察官の三万といふ数字が、当初から非常に不足であります。ところが、五千人常時とられておりますといふことは、一層それに拍車をかけておる次第であります。従ひまして従前、たとへば駐在所が置かれたところ、現在約千近くは常時欠員というふうな状況になつております。のみならず一般の警察の面におきまして、人数の手不足のために、国民の方にも御迷惑をかけておる点が多々あります。また治安の維持の上に欠くことのできない手不足を感じておりますので、この際実際を三万にしてみらつて、できるだけ能力を上げて国民の興隆にいたえたら、かように思つておるのであります。

○大石(三)委員 それでは司法警察と行政警察、この面はどういふふう

の五千人の人をお使いになるのですか。これも聞かしていただきたい。

○齋藤(昇)政府委員 今日行政警察の面は、御承知の通りやっておりますので、おそろしく行政警察とおつしやるのは、警察部内における、何といひますか、現実には捜査あるいは鎮圧という、第一線の活動をしないので、警察の整備関係とかあるいは人事関係とか、そういう庶務をやる者等のことではないかと。

○大石(三)委員 そうでございます。

○齋藤(昇)政府委員 私どももいたしましてはできるだけ第一線活動に役立てたいと考えております。会計あるいは人事、整備等の庶務的な仕事には、できるだけこれを使うことは避けたい、かように考えております。五千のうちでさうなものに就事いたしますのは、おそろしく多くとも二、三百程度であらうと思ひます。

○大石(三)委員 それではここで婦人警官を何人くらいお使いになりますか。

○齋藤(昇)政府委員 国家地方警察は、警察官の不足と、いま一つは、働きます面はきわめて機動的な面面であります。都市における日常警察のようなものとは比較の少いわけでありまして、従つて都市警察におきます交通整理でありますとか、あるいは児童の保護でありますとかいう面が比較的小く、むしろ実際の捜査といつたような面が多くありますので、従つて婦人警察官は国家地方警察といはしめては、あまり採用をいたしてはいないであります。従つてこの五千の中で、婦人警察官をどのくらい採用するかというお尋ねであります。これはほと

んど考えておりません。

○大石(三)委員 それでは海上保安庁とあなたの方の国家警察と、どういふふうな関係がありますか。

○齋藤(昇)政府委員 海上保安庁と警察との関係は、一応海上の警察は海上保安庁がやるという建前に相なつております。しかしながら陸の勢力範囲にある海上につきましても、国家地方警察もまた管轄権を持つ、これは協同してやるという形になつておるのであります。ただ国家地方警察は、特殊の事情によりまして、海上の専属の船を現在持つていないということになつておりますので、その間海上保安庁と密接な連絡をとりながら、遺憾のないようにいたしておる次第であります。

○大石(三)委員 齋藤長官にお尋ねしますが、公安委員の公選について、あなたはどのようなふうな考えですか。

○齋藤(昇)政府委員 私は公安委員の公選も一つの方法であらうと考えますが、しかし公安委員会の構成は、できるだけ一党一派に偏してはいけな

いところから、御承知のように府県の公安委員は二名以上が、同一の政

党に属してはいけないというふうな制限も設けられておりますし、今日の状況のもとにおきましては、現行法のうちに、知事または市町村長が、府県または市町村の議会の同意を得て、任命するといふ方法が一番よろしいのではないかとこのように考えております。

○大石(三)委員 教育委員ですら公選してゐるのです。実際教育委員なんといふものでも公選してゐるので、この民主時代の公安委員を何がゆゑに公選

にしないか。その点を私は聞きたいのです。

○齋藤(昇)政府委員 今日の実情にかながみまして、私は現行法が適當ではなからうかと申し上げましたが、選挙によつて争ひますと、やはり最も厳正公平でなければならぬこの警察の執行部が、選挙というものによつて何らかの影響を受けるというふうなことも、ひとつ心配をしなければならぬ点ではなからうかと、かように考へるのであります。

○大石(三)委員 私たちは常に見ておるのですが、やはりこれは公選にすべきものであると私は思ふのです。どうも自治体警察の方を見ておりますと、地方のボスがみな公安委員になり

ます。私は真に民主警察を要するものであるならば、この際警察法の一部改正をされるならば、この際こそ真に民主主義の警察として生れかわる意味において、私は公安委員は国家も自治

体も、ともに公選にすべきものであると考えますが、もう一度あなたのお考へを聞かしていただきたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 御趣旨の点はよくわかりましたが、私は現在の段階では、公安委員を公選にした方がなお弊害が多くありはしないであらうか、かように考へます。

○大石(三)委員 もう一度それを聞かして……。どういふ意味で公選にした弊害があるか。その点を私は詳細に聞きたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 詳細におつしやいますと、ちよつと困りますけれども、やはり警察権の行使に關係のある警察を管理をしてゐる者といはしま

しては、公選も一つの方法であらうとは考へますけれども、ただいま申しましたような同一政党所屬の制限の規定を置かなければならぬという点から考へましても、選挙によつてはさういふ制限は困難でありましようし、適當ではなからう、かように考へております。

○大石(三)委員 さつき立花さんがちよつと質問されましたが、警察の予備隊と国家警察、この二つの警察はどういふふうに関連するのですか、そこをちよつと知りたいのですが……。

○齋藤(昇)政府委員 警察は日常の普通の警察事務の処理をいたすのであります。警察予備隊は、普通の警察をもつては、処理のできないような事態に出動して、仕事をすることになります。警察予備隊は、普通の警察官に相なつておるのであります。従つて普通の犯罪の捜査あるいは普通警察官をもつて鎮圧のできるような犯罪の鎮

圧あるいは予防、さういつたことはいささないのであります。

○大石(三)委員 私たちの一番忌みきらう特高——いわゆる昔の特高のような仕事をやるものは、現在もあるのですか。

○齋藤(昇)政府委員 昔の特高のような仕事とおつしやいますと、あれは御承知のように治安維持法に基きまして、ああいう仕事をやつておりました。が、治安維持法が廃止されました今日、ああいう仕事はありません。従つてああいう仕事をやる者もおらないのであります。

○大石(三)委員 そうすると、私たちが演説会なんかをやつておりますと、演説会場に私服の巡査が来ておつて、あれは赤であるとか、あるいは右であ

るとか中であるとか言うのは、あれは一体どういふ人が仕事をするのであるのか。

○齋藤(昇)政府委員 あれは右であるとか左であるとか、さういふことを言つておるか、その点は私よく承知いたしません。演説会場に入つてゐるといふと、演説会場で何か治安上關係のあるような事態が起りはしないかといふような事柄のために、入つておるのだらうと考へます。

○大石(三)委員 それから私は郷里が舞鶴なんです。舞鶴は海上保安本部のする仕事と、舞鶴の自治体水上警察のする仕事と、いつも衝突するので、この辺も少しはつきり聞かしていただきたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 今の法律の建前は、私先ほど述べた通りになつております。関係から、両方共管のやうな形になつておるのであります。従つてこれはよく緊密に連絡をして、けんかをしないで、お互いに提携をしてやつて行くといふ方法がないのであります。従つて、さういふ方法によつて行かれることを望む次第であります。

○大石(三)委員 私はこれは自分の選挙区から特に依頼されておるのです。つまり水上警察の人が行つて仕事をすると、また海上保安本部が行つて仕事をすると、先日ともいへんけんかをしておりましたので、その点一度海上保安本部と連絡をとつていただきまして、ひとつ調べていただきたいと思ひます。

○齋藤(昇)政府委員 よく事情を調べまして、適當に連絡をいたしたいと思ひます。

○大石委員 ちよつと一つ……。自治体警察を廃止するに先立つて、自治体の

希望なり、あるいは条件なりは、どんな程度まで受入れられるか。単に自治体を廃止するのも、存置するのも、これはこつちの方のかつてであるというようなわけには、私は行くまいと思ひます。およそ国警の方に対して、前もつて打合せをする、その希望の受入れられる内容の点において、ある程度その用意があるかないか。それは警察官の配置とか、あるいはまた警察官自体にとつても、待遇の問題とか、あるいは人員の問題とかいうことが、いろいろあるだらうと思ひます。そういうことを前もつて打合せがなくては、住民に対してどうも無批判的に存置の投票を行へと言つても、なか／＼これは無理なのです。その点前もつての用意があるかどうか。

○齋藤(昇)政府委員 私の方から進んでそういう相談に参りますと、かえつて悪いように誤解されるおそれもありますので、私の方としましては、そういうような御要望がありました際には、できるだけ詳細に事前にそれにお答えしたい。そういう態度であります。おそろく今あげられましたように、当該自治体警察を廃止した場合に、その自治体の区域の中に、今度は国家地方警察の警察官として、何名ぐらい配置するか、あるいは警察増はどうか、そういうつたような御相談が必ずあるだらうと思つております。私の方としましては、事前に詳細にこれにお答えをするだけの用意を持つてお答えしたいと思つております。

○前尾委員長 それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十七分散会

昭和二十六年五月二十八日印刷

昭和二十六年五月二十九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所